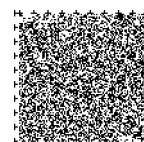


# 青梅市次世代育成支援地域行動計画 (後期行動計画)

平成 22 年 3 月

青 梅 市





# はじめに



わが国における急速な少子化の流れを変え、子育てしやすい環境をつくるために制定された「次世代育成支援対策推進法」にもとづき策定いたしました、「青梅市次世代育成支援地域行動計画」も前期行動計画の5年間が過ぎようとしております。

この間、「子ども・親・地域がともに育ちあうまち 青梅」を基本理念とする前期行動計画にもとづき、市民の皆様などの御協力を得て、子ども家庭支援センターやファミリー・サポート・センターの新設をはじめ、延長保育事業の拡充、親子の交流の場としての子育て広場の拡充など、様々な事業を推進してまいりました。

少子化の流れを見る指標のひとつである合計特殊出生率は、国および青梅市において、やや持ち直しが見られますが、少子化の流れを食い止めるには、まだまだ不十分な状況であります。

このたび、青梅市では前期行動計画における事業の進捗状況と成果を検証し、今後求められる課題に対応すべく平成22年度から5年間の後期行動計画を策定いたしました。

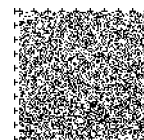
子どもは「社会の宝」であり「将来の夢」であります。安心して子どもを生み、のびのびと子どもが育つ社会づくりが求められております。

この計画を実施するにあたり、市民の皆様や企業等と連携・協働し、様々な施策を進め、家庭・学校・地域など社会全体で子育て環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました青梅市次世代育成支援地域協議会委員の皆様をはじめ、「市民ニーズ調査」、「子どものまちづくり提案アイデア調査」、「パブリックコメント」に御協力いただきました、市民の皆様にご心より御礼申し上げます。

平成22年3月

青梅市長 竹内 俊夫





- 目 次 -

第1部 総論

第1章 基本的な考え方

第1節 計画策定の背景と目的	3
第2節 計画の性格	5
第3節 計画の期間	6
第4節 計画の対象	6
第5節 計画の策定方法	7
第6節 計画の推進	8

第2章 青梅市の子どもと子育てをめぐる現状

第1節 人口・世帯等の動向	10
第2節 子育て支援サービス等の状況	14

第3章 計画の基本理念と基本的視点

第1節 基本理念	21
第2節 基本的視点	21
第3節 施策の体系	23
第4節 計画の目標	24

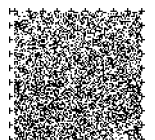
第2部 各論

第1章 子どもが伸びやかに育つまちづくり

第1節 子どもが安心して楽しく過ごせるまちづくり	31
第2節 「生きる力」をはぐくむ教育の推進	36
第3節 子どもの人権の尊重	41
第4節 子どもの地域での活動を応援するまちづくり	44

第2章 子育ての喜びを感じられるまちづくり

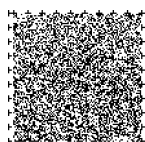
第1節 男女がともに子育ての喜びを感じられるまちづくり	47
第2節 地域・世代間交流を進めるまちづくり	50
第3節 地域の子育ての場とネットワークづくり	52



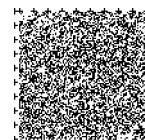
第3章	すべての子育て家庭を支援する地域づくり	
第1節	子育て相談・情報提供体制の充実	55
第2節	子育て支援サービスの充実	59
第4章	働きながら子どもを育てる家庭への支援の充実	
第1節	保育サービスの充実	62
第2節	学童保育の充実	65
第5章	母と子の健康づくり	
第1節	保健・医療体制の充実	66
第2節	母と子の健康づくり支援の充実	68
第3節	思春期保健対策の推進	71
第6章	支援が必要な子どもと家庭への支援の充実	
第1節	子どもの虐待防止の取組の充実	72
第2節	ひとり親家庭等の自立支援	75
第3節	障害のある子どもがいる家庭への支援の充実	76

## 資料

計画策定までの経緯	81
青梅市次世代育成支援地域協議会設置要綱	82
青梅市次世代育成支援地域協議会委員名簿	84
青梅市次世代育成支援地域行動計画検討委員会設置要綱	85
青梅市次世代育成支援地域行動計画検討委員会委員名簿	87
青梅市次世代育成支援地域行動計画策定委員会部会員名簿	88
用語説明	89

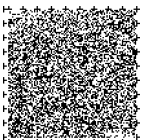


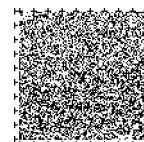
# 第1部 総論



### 用語説明について

本計画書では、意味がわかりにくい用語の後ろに（ ）を付け、その説明を 89 頁以降の「資料 用語説明」に掲載しています。（ ）はその用語が、本計画書で最初に出てくるところに付けてあります。





## 第 1 章

## 基本的な考え方

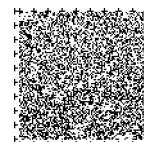
### 第 1 節 計画策定の背景と目的

子どもたちが輝いている社会は、明るく活気に満ちています。子どもは、私たちの夢であり、希望であり、次の社会を担う宝でもあります。この大切な子どもたちを、家庭や社会の中ではぐくみ、自立へ向けての歩みを支援していくことは、私たち大人に課せられた重要な責務です。しかしながら、若者の就業の不安定化（フリーターやニート〔就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人〕の増加）、共働きやひとり親家庭の増加、就業の多様化、事故や犯罪の心配、核家族化と地域コミュニティの希薄化などの変化が、子どもの出生や子育て、子どもの社会性や自主性の育成など子どもの成長に大きな影響を与えています。我が国では、このような子どもを取り巻く環境の変化の中、急速に少子化が進行し、将来の社会の活力や社会保障制度の維持などに重大な影響を及ぼすことが心配されています。

国では、少子化の流れを変えるため、「少子化対策推進基本方針」および「新エンゼルプラン」（平成 11 年）を策定し、平成 14 年には少子化の加速に対する対策として「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」など「子育ての社会化」の必要性を提起しました。平成 15 年 7 月には「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国・地方公共団体と従業員 300 人を超える企業に、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられ、また、平成 16 年 12 月には「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことにより、若者の自立や働き方の見直しなどを含めた幅広い分野での具体的目標値の設定が行われました。

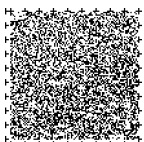
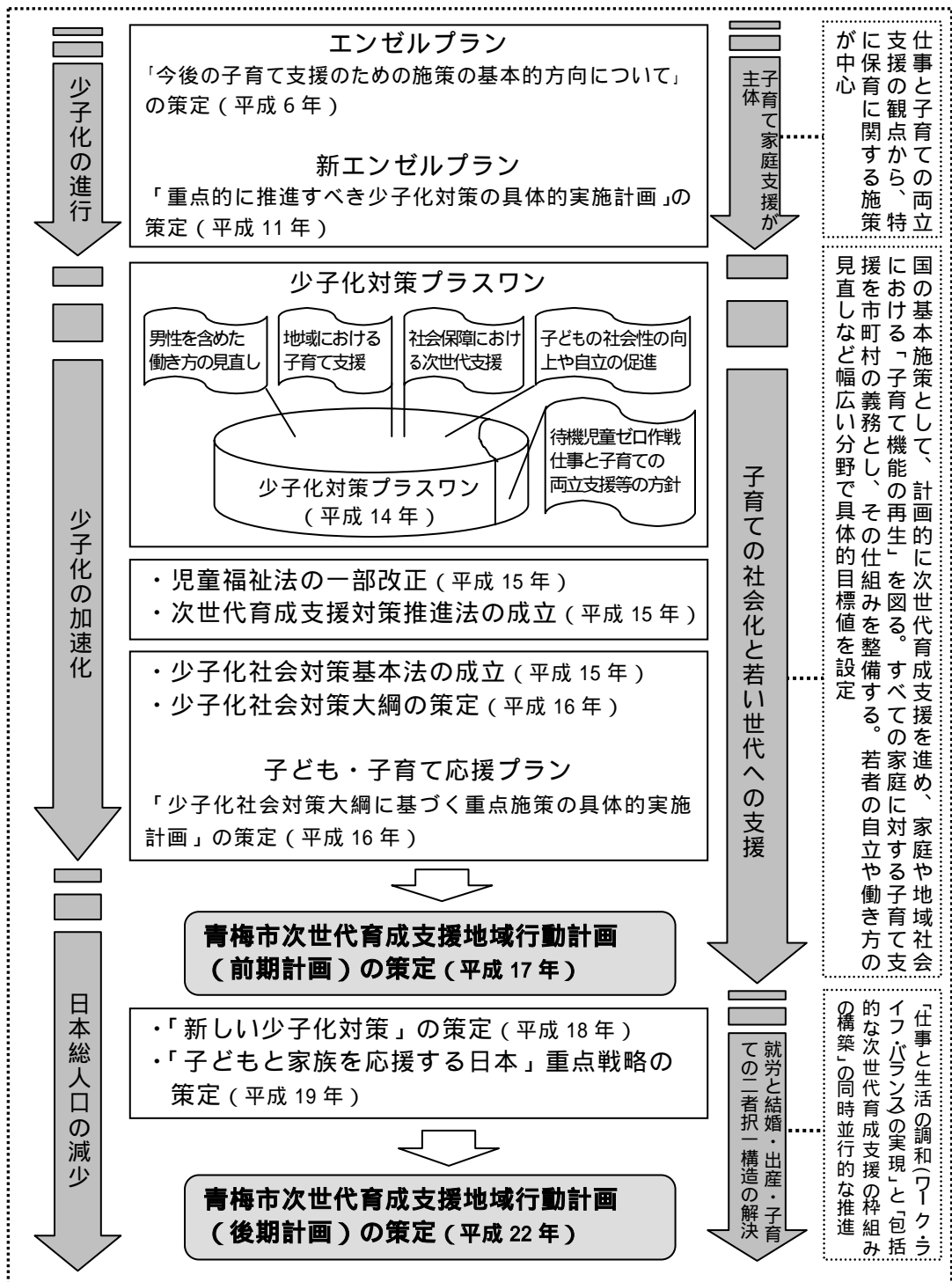
さらに、平成 19 年 12 月には就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決に向け、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられました。ここでは「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（ ）」の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として同時並行的に取り組むことが必要不可欠だとする新たな対策の方向性が示されています。

本市においては、平成 17 年 3 月に「青梅市次世代育成支援地域行動計画」（前期計画）を策定し、各種施策を推進してきました。本計画は「青梅市次世代育成支援地域行動計画」の後期計画として、前期計画における事業の進ちょく状況と成果を整理・検討するとともに、今後求められる課題に対する取組を体系化し、次世代育成支援施策に関する本市の行動指針

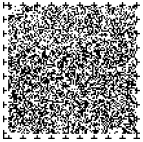


として策定したものであり、「子ども・親・地域がともに育ちあうまち 青梅」を基本理念として、市民との協働（ ）のもと、すべての子どもが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる環境づくりを目指し、また、子どもと親の育ちを地域全体で支えていける環境づくりを目指して、取組を進めていくものとします。

【国の少子化対策の流れと青梅市次世代育成支援地域行動計画】







### 第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。  
 ただし、本市における最上位計画である「青梅市総合長期計画」が平成24年度をもって最終年度を迎えることから、新たに策定される総合長期計画との整合を図ることが重要であり、また、社会・経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

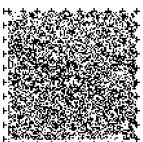
【本計画および関連計画の期間】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
青梅市次世代育成支援地域行動計画	前期計画						
		見直し	本計画(後期計画)				
青梅市総合長期計画	後期基本計画					第5期計画	
青梅市地域福祉計画	第4期計画					第5期計画	
青梅市高齢者福祉計画・青梅市介護保険事業計画	第2期計画			第3期計画			
青梅市障害者計画	第2期計画			第3期計画			
青梅市障害福祉計画	第2期計画			第3期計画			
青梅市健康増進計画			第4期計画				
青梅市食育推進計画			第4期計画				

### 第4節 計画の対象

本計画は、「次世代育成」との観点から、18歳までの児童とその保護者を中心に、地域で子どもの成長を応援する地域住民も含んだ幅広い層・世代をも対象とします。

また、労働者の仕事と子育ての両立の推進の視点から一般事業主なども計画の対象となり、地域における子育て支援の観点から市民も対象となります。



## 第5節 計画の策定方法

### 1 計画の策定体制

本計画の策定に当たり、学識経験者や保健・医療関係者、保育関係者等で組織した「青梅市次世代育成支援地域協議会」において計画の協議、検討を行いました。また、庁内の組織として、関係各課で構成する「青梅市次世代育成支援地域行動計画検討委員会」を設置し、具体的な施策の検討を行いました。

### 2 ニーズ調査の実施

本計画の策定に当たり、平成21年2月から3月にかけて、就学前児童や小学校児童を持つ保護者に対して郵送配付・郵送回収による「次世代育成支援に関するニーズ調査」を下表のとおり実施しました。調査は国から示された調査事項にもとづいて行い、調査結果は報告書としてまとめました。

#### 【調査の概要】

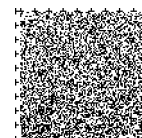
調査対象	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者
調査方法	郵送配付、郵送回収	
配布数	1,700	1,750
回収数	797	760
回収率	46.9%	43.4%
調査期間	平成21年2月25日～平成21年3月13日	

### 3 子どものまちづくり提案アイデア調査の実施

児童の地域活動への参加状況や意向および市の施設利用状況、子どもたちが望む施設や活動などを把握するため、市内の小中学校および市民センター等でアンケート調査を実施し、市内の小学4年生から中学3年生までの児童2,193人から回答を得て、調査結果は報告書としてまとめました。

### 4 パブリックコメント（ ）の実施

本計画の素案を平成22年3月にホームページ等で公開し、計画に対する住民の意見を募集し、計画に反映させました。



## 第6節 計画の推進

### 1 計画の推進体制と進行管理

#### (1) 市民の参画と協働

子どもや子育てをめぐる問題は、地域や社会の仕組み全体と大きくかかわりを持っています。そのため、子育てを単に家庭だけの問題としてとらえるのではなく、地域の人々や関係機関との連携のもと、協働で取り組み、この計画を推進していくものとします。

本市では、各市民センターを中心に自治会や学校を拠点とした多様な市民参加の機会を増やすとともに、子育てボランティアやNPO( )なども協働で子育て支援に取り組みます。

#### (2) 計画の推進体制

青梅市次世代育成支援地域行動計画の内容は、福祉分野だけでなく、教育、まちづくり、医療・健康など、広範囲にわたっています。このため、庁内の関係各課で構成する「青梅市次世代育成支援地域行動計画検討委員会」において計画の実施状況を検証し、全庁的な推進体制のもと、行動計画の実施に取り組むとともに、地域の人々や、関係機関で構成する「青梅市次世代育成支援地域協議会」において、計画の進ちょく状況の点検、情報交換等を行い、以後の各種施策へ反映させます。

#### (3) 計画の進行管理

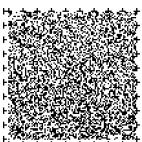
計画を着実に推進していくために、子ども家庭支援課において、定期的に計画の達成状況を把握し、公表するとともに、国や都の制度改正の動向を踏まえ、市民の声を聴きながら、必要に応じて計画・施策内容の見直しを図ります。

### 2 サービスの質の確保・向上と改善の仕組みづくり

利用者のニーズは多様であり、満足度とサービス内容の関連が見えにくくなっています。また、利用者の苦情や要望に対応する仕組みは十分とは言えません。

全庁的な行政評価制度により、次世代育成にかかわるサービスを評価し、改善するとともに、必要に応じて新たな施策の実施やサービスの質の向上を図ります。

同時に、職員のプロフェッショナルとしての意識、能力を高め、サービスの質の確保・向上を図ります。



### 3 限られた財源の効果的・効率的な活用

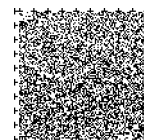
利用者のニーズは多様化、増大しており、新しい事業を始めるためには、既存の効果の薄い事業などをやめるとともに、より効果的・効率的に施策を展開することが求められています。

市政全体の中で次世代育成に重点的な取組が求められるとともに、経験豊かな高齢者に代表される地域住民、ボランティア、NPO等との協働の推進、現在のサービス体制の統合・見直しや民間への委託など、時代のニーズに合わせて効果的な施策・事業の展開、見直しを図っていきます。

### 4 国や都との役割分担

少子化の影響は社会全般にかかわっており、本市だけでなく、国や都と連携して対応していくべき問題です。

本市では、国や都と連携・支援・情報提供を受けながら、主体的な取組を行う一方、国や都が子育て支援策として広域的に推進していくべき施策について必要な要望を行い、適正な役割分担のもとに次世代育成に取り組んでいきます。



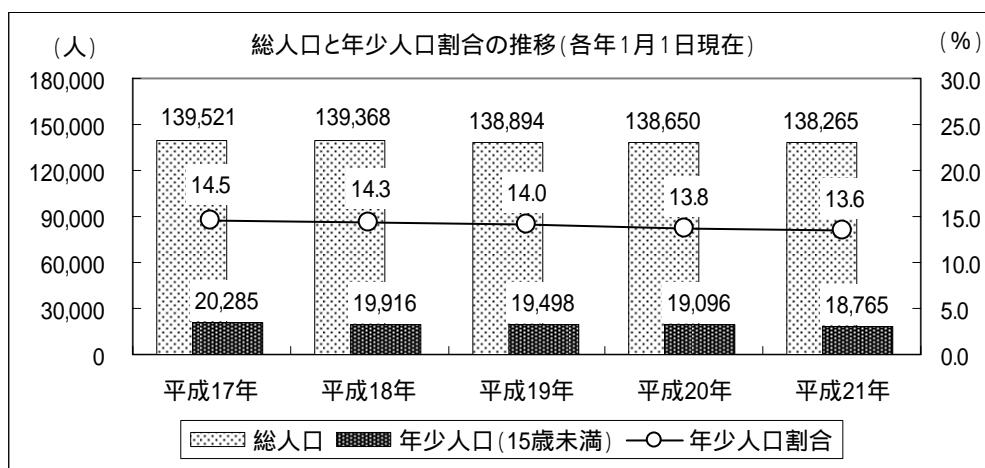
## 第2章

# 青梅市の子どもと子育てをめぐる現状

### 第1節 人口・世帯等の動向

#### 1 総人口と年少人口割合の推移

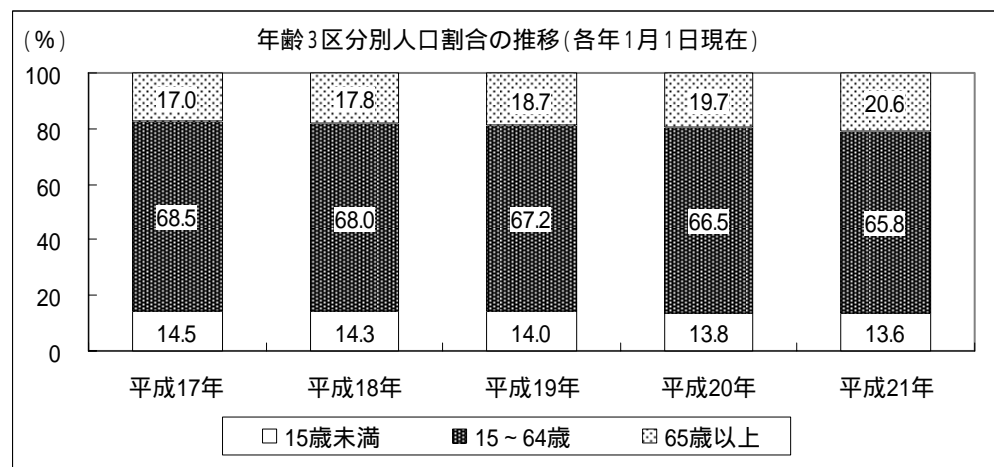
本市の総人口は、平成17年以降減少傾向にあり、平成21年で138,265人となっています。また、15歳未満の年少人口についても減少傾向にあり、平成21年で18,765人、総人口に占める年少人口割合については、平成17年の14.5%に対して、平成21年では13.6%となっています。



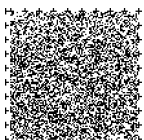
資料：住民基本台帳

#### 2 年齢3区分別人口割合の推移

本市の年齢3区分別人口割合は、15歳未満の年少人口割合が減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口割合については、平成17年の17.0%に対して、平成21年では20.6%と増加傾向となっています。

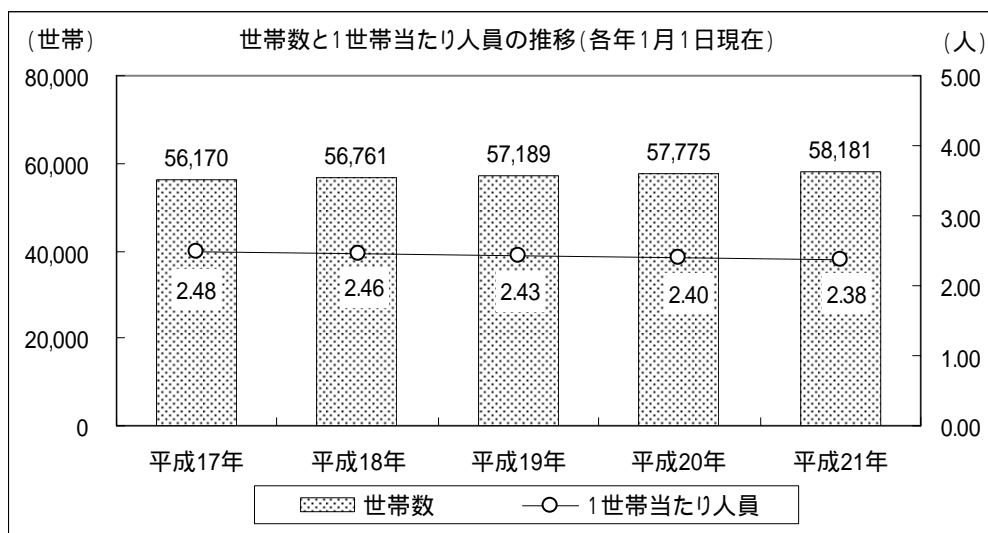


資料：住民基本台帳



### 3 世帯数と1世帯当たり人員の推移

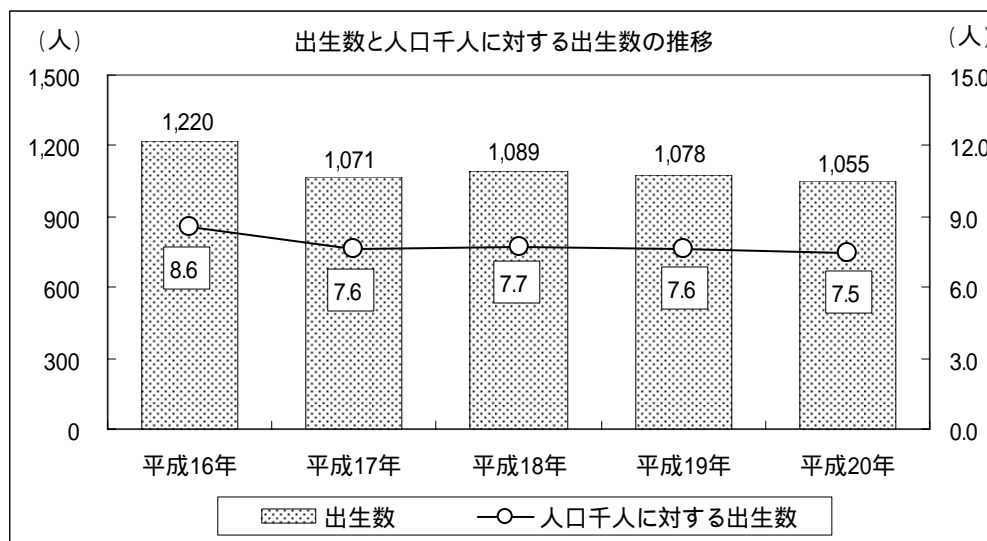
本市の世帯数は、平成17年以降増加傾向にあり、平成17年の56,170世帯に対して、平成21年では58,181世帯となっています。しかし、1世帯当たり人員については、逆に減少傾向にあり、平成17年の2.48人に対して、平成21年では2.38人となっています。



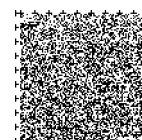
資料：住民基本台帳

### 4 出生数の推移

本市の出生数は、平成16年の1,220人に対して、平成17年では1,071人と149人の減少があり、以降は平成20年に掛けて1,000人をわずかに超える人数で推移しています。人口千人に対する出生数については、平成16年で8.6人でしたが、平成17年以降は7人半ばで推移しています。

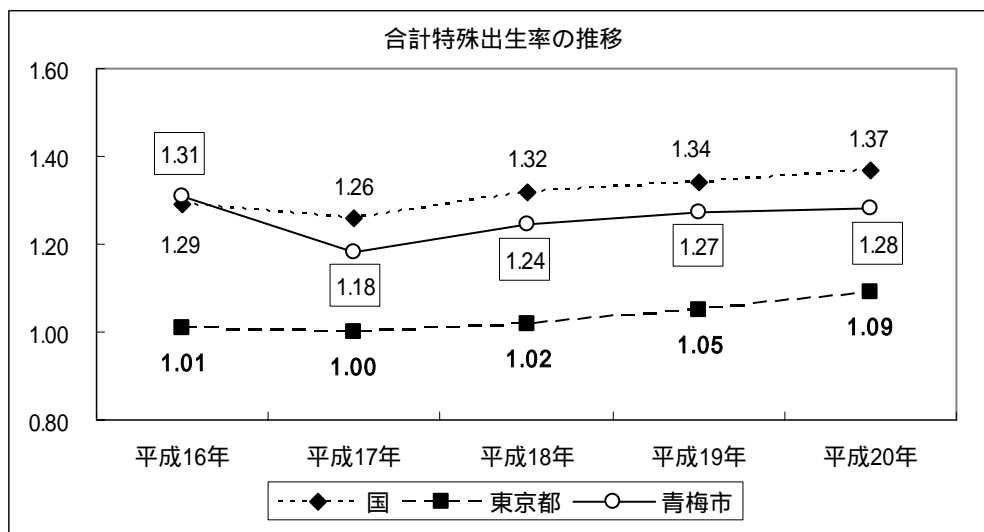


資料：人口動態統計



## 5 合計特殊出生率（ ）の推移

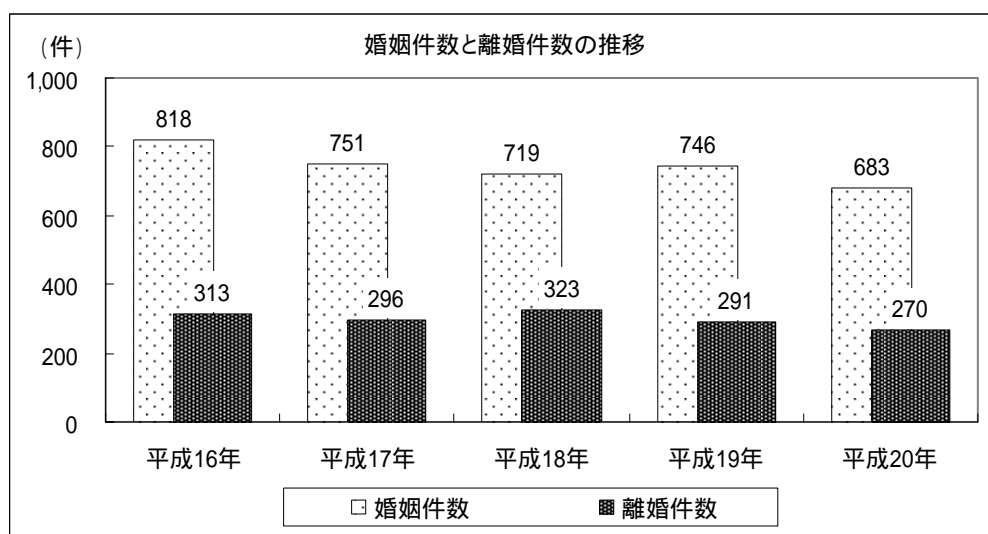
現在の人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率はおおむね2.08とされています。このような中、東京都平均では、平成20年で1.09となっています。一方、本市の合計特殊出生率を見ると、平成16年以降一貫して東京都平均よりも高い水準で推移していますが、平成17年以降全国平均よりも低くなっており、平成20年では1.28となっています。



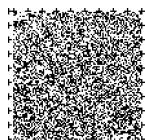
資料：人口動態統計

## 6 婚姻件数と離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、平成16年以降減少傾向にあり、平成16年の818件に対して、平成20年では683件となっています。一方、離婚件数については、平成16年以降300件前後で推移しています。

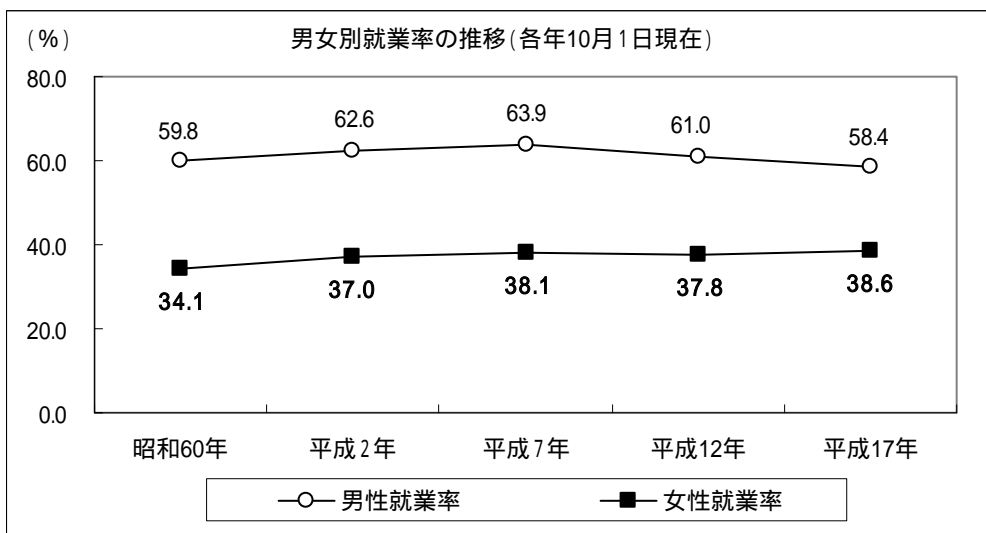


資料：人口動態統計



## 7 男女別就業率の推移

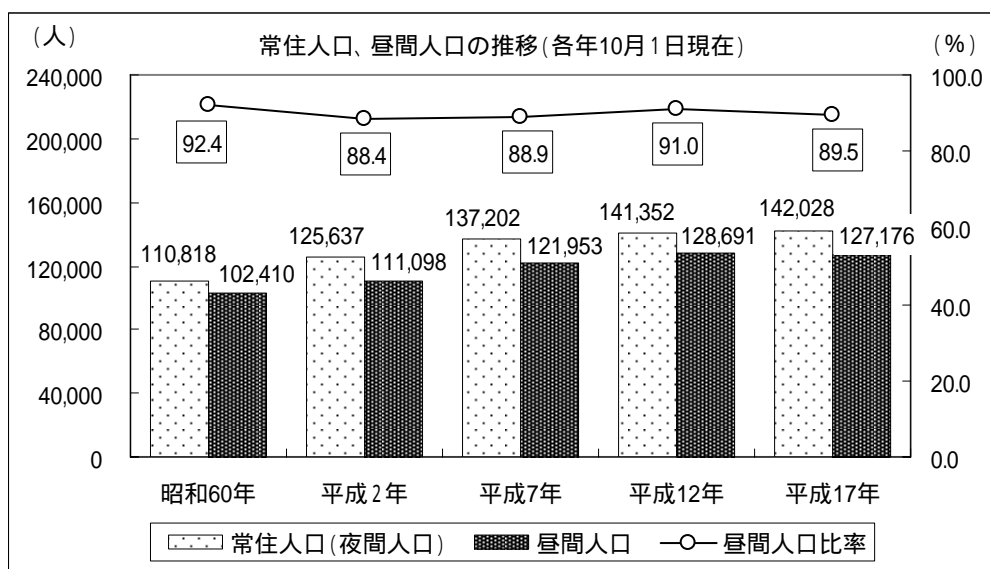
男女別就業率を見ると、男性については、昭和60年から平成7年にかけて上昇傾向でしたが、平成7年の63.9%をピークに以降は減少傾向に転じ、直近の国勢調査の実施年である平成17年では58.4%となっています。一方、女性については、平成2年以降30%後半で推移しており、昭和60年の34.1%に対して、平成17年では38.6%と4.5ポイント上昇しています。



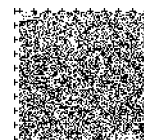
資料：国勢調査

## 8 昼夜間人口比率

昭和60年以降、常住人口（夜間人口）については増加傾向にあります。昼間人口についても平成12年までは増加傾向にありましたが、平成17年にはわずかに減少しています。



資料：国勢調査



## 第2節 子育て支援サービス等の状況

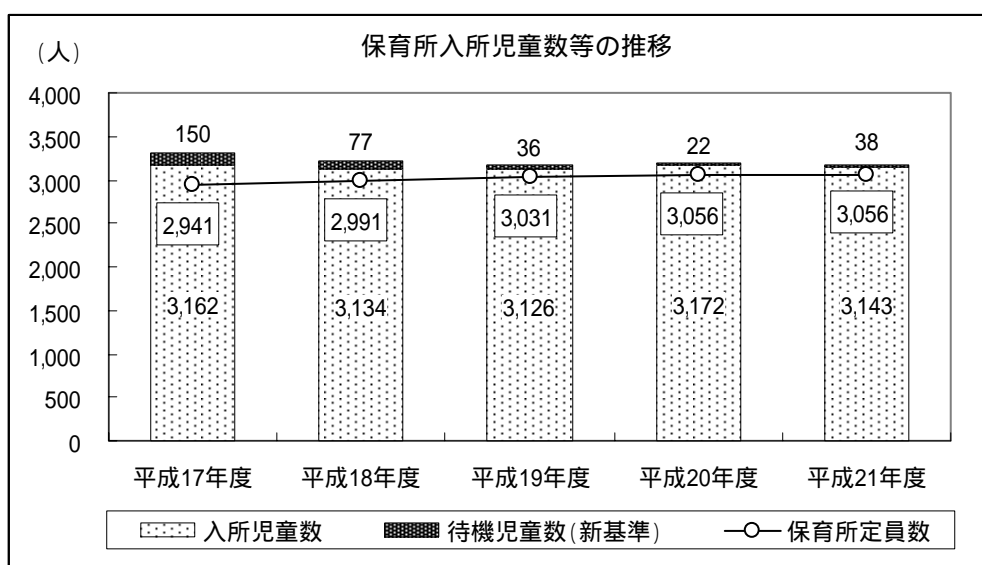
### 1 認可保育所の状況

市内の認可保育所については、公立保育所はなく、私立保育所が32か所あります。

前期行動計画を開始した平成17年度以降の保育所定員数と入所児童数について見ると、一貫して入所児童数が定員数を超えているものの、定員数は100人以上の増加があり、待機児童数( )が旧基準、新基準ともに減少傾向となっています。また、入所率については、東京都23区および26市の中では第1位となっています。

特別保育事業としては、延長保育事業や一時預かり事業、休日保育事業、子育てひろば事業などを行っています。

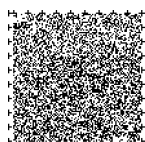
【保育所入所児童数等の推移】

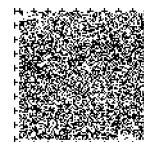


単位:人

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育所定員数	2,941	2,991	3,031	3,056	3,056
入所児童数	3,162	3,134	3,126	3,172	3,143
待機児童数(旧基準)	245	129	72	59	77
待機児童数(新基準)	150	77	36	22	38

資料:行政報告書





【特別保育サービスの実施状況（平成 21 年 10 月現在）】

保育所・施設名	延長保育	乳児保育	一時預かり	障害児保育	地域活動	その他の保育サービス
今井保育園						子育てひろば事業
今寺保育園						子育てひろば事業
青梅保育園						
青梅梨の木保育園						
青梅みどり第一保育園						
青梅みどり第二保育園						
青梅ゆりかご保育園						子育てひろば事業
青梅ゆりかご第二保育園						病後児保育事業
小曾木第一保育園						
小曾木第二保育園						
かすみ保育園						子育てひろば事業
かすみ台第一保育園						子育てひろば事業
かすみ台第二保育園						
かすみ台第三保育園						
河辺保育園						子育てひろば事業
上長淵保育園						休日保育事業
駒木野保育園						
新町保育園						
新町西保育園						
新町東保育園						
鈴の音保育園						
千ヶ瀬第 1 保育園						
千ヶ瀬第 2 保育園						
友田保育園						子育てひろば事業
長淵保育園						子育てひろば事業
成木保育園						子育てひろば事業
梅郷保育園						
畑中保育園						子育てひろば事業
日向和田保育園						子育てひろば事業
二俣尾保育園						
三田保育園						
よしの保育園						
東京恵明学園						ショートステイ事業

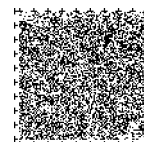
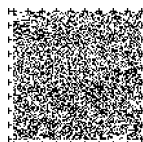
特別保育：通常の保育サービスとは別の乳児を対象にしたサービスや、延長保育、一時預かりなど、また、園庭開放や世代間交流などの地域活動事業のことです。

ショートステイ事業：就学前児童を保育する保護者が、疾病、事故、冠婚葬祭、育児疲れ、育児不安などにより、児童を一時的に保育ができないときに、保護者に代わって 7 日以内の宿泊を伴う期間、保育します。

子育てひろば事業：健康や遊び、しつけ等、子育てに関する心配について園長・主任保育士等が相談に応じます。直接または電話で受け付けます。

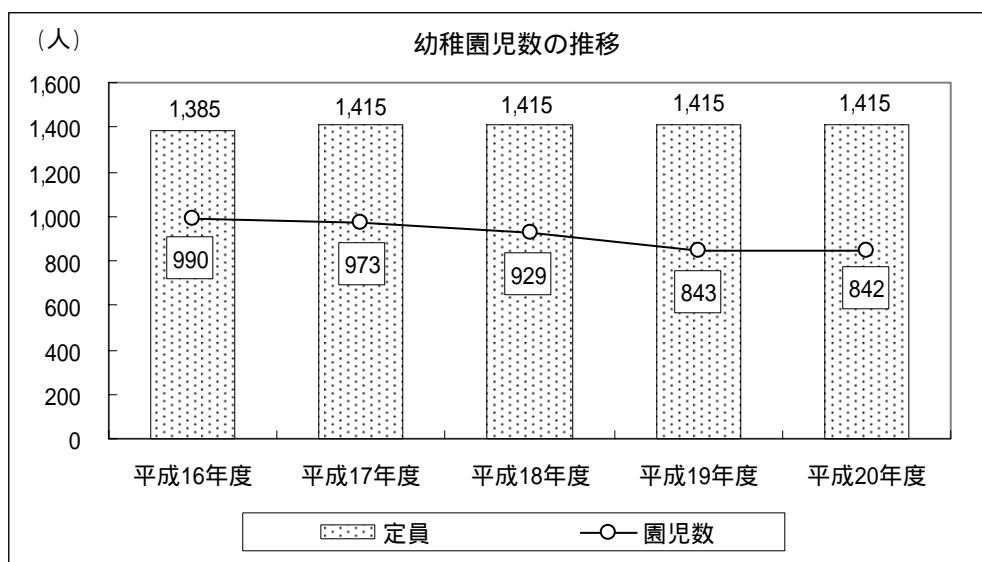
休日保育事業：休日に保護者の就労等で保育に欠ける児童を保育します。認可保育所に在園している児童が利用できます。

病後児保育事業：病気の回復期にあって集団保育を受けることが困難な児童を一時的に預かり保育します。市民で認可保育所等に在園している児童が利用できます。



## 2 幼稚園の状況

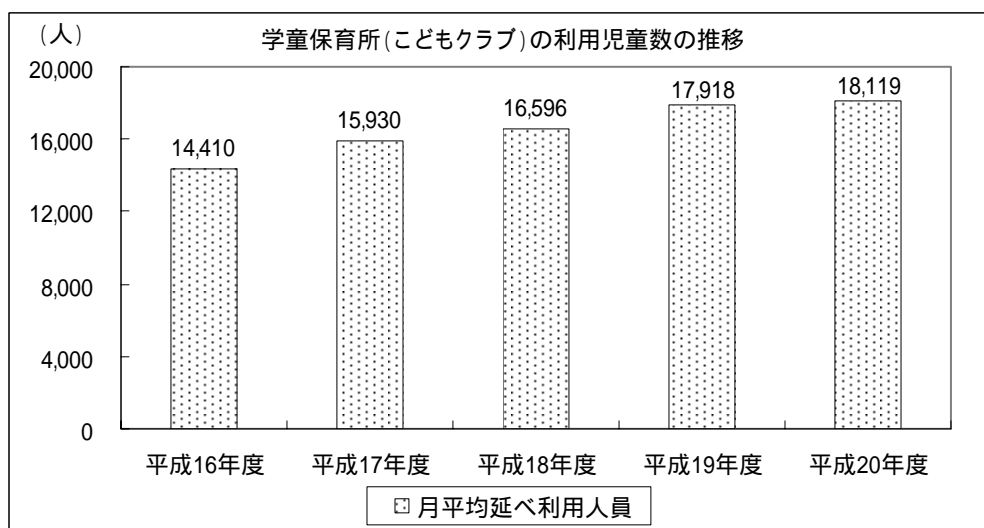
本市には私立幼稚園が6園あります。定員数については平成17年度に30人増加して以降、平成20年度まで1,415人であるのに対して、園児数については、年々減少しており、平成16年度の990人に比べて、平成20年度では842人と150人近く減少しています。



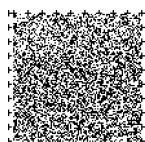
資料：行政報告書

## 3 学童保育所（こどもクラブ）の状況

本市には28のこどもクラブがあります。各クラブの利用児童数の推移を見ると、年々増加の傾向にあり、月平均延べ利用人員については、平成16年度の14,410人に対して、平成20年度では18,119人と3,700人以上の増加となっています。

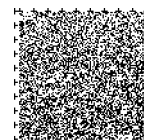


資料：行政報告書



【こどもクラブの現況】

クラブ名	設置形態	平成21年4月1日現在			平成21年10月1日現在		
		定員	在籍者数	待機児数	定員	在籍者数	待機児数
第一 A・B こどもクラブ	市立第一小内	80	72		80	66	
第二 A・B こどもクラブ	市立第二小校内単独	80	80	3	80	77	1
千ヶ瀬こどもクラブ	市立第二小校外単独	60	48		60	47	
第三 A・B・C こどもクラブ	市立第三小内	144	137		144	129	
第四こどもクラブ	市立第四小校外他施設併設	65	65	9	65	64	1
第五 A・B こどもクラブ	市立第五小内	100	98	1	100	92	1
第六こどもクラブ	市立第六小内	20	18		20	19	
第七こどもクラブ	市立第七小内	40	17		40	26	
河辺 A・B こどもクラブ	市立河辺小内	96	85		96	73	
新町 A・B こどもクラブ	市立新町小校外単独	156	157	2	156	148	
新町第2こどもクラブ							
霞台 A・B こどもクラブ	市立霞台小内	105	105	7	105	98	9
友田こどもクラブ	市立友田小内	50	50	7	50	50	6
今井 A・B こどもクラブ	市立今井小内	96	92		96	78	
若草 A・B こどもクラブ	市立若草小内	105	105	14	105	103	
藤橋こどもクラブ	市立藤橋小内	55	55	15	55	54	12
吹上こどもクラブ	市立吹上小内	50	50	3	50	50	1
成木こどもクラブ	市立成木小校内単独	20	12		20	12	
合 計		1,322	1,246	61	1,322	1,186	31



#### 4 子ども・子育てをめぐる問題の動向

##### (1) 子ども・子育てをめぐる相談件数

子どもや子育てをめぐる相談件数をみると、青梅市から東京都立川児童相談所への相談件数については、平成16年度で261件となっていますが、平成17年以降は200件を割っています。内訳としては養護相談や知的障害相談の件数が多くなっています。

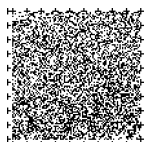
また、本市では、平成17年10月に子ども家庭支援センターを開設しており、平成19年および平成20年においては300件前後の相談がありました。内訳としては養護相談が特に多くなっていますが、平成18年以降、性格行動相談やしつけ相談の件数が増加しています。

##### 【子ども・子育てをめぐる青梅市から東京都立川児童相談所への相談件数の推移】

内訳	年度				
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
養護相談	84	81	57	81	72
被虐待再掲	40	44	35	45	47
保健相談	2	0	0	0	0
肢体不自由相談	1	0	1	0	1
視聴覚・言語相談	0	0	0	0	0
言語発達相談	0	0	0	0	0
重症心身障害相談	2	1	14	4	3
知的障害相談	63	52	56	44	56
自閉症相談	0	0	0	0	0
ぐ犯行為相談	23	10	10	5	17
触法行為等相談	5	2	8	2	7
不登校相談	13	3	6	0	2
性格行動相談	16	8	9	8	8
しつけ相談	3	2	0	0	0
適性相談	1	0	0	0	0
その他の相談	48	17	13	19	23
合計	261	176	174	163	189

- ・平成17年10月青梅市子ども家庭支援センター設置
- ・ぐ犯行為は虚言癖、金銭等の持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等を指します。

資料：東京都立川児童相談所



【青梅市子ども家庭支援センターへの相談件数の推移】

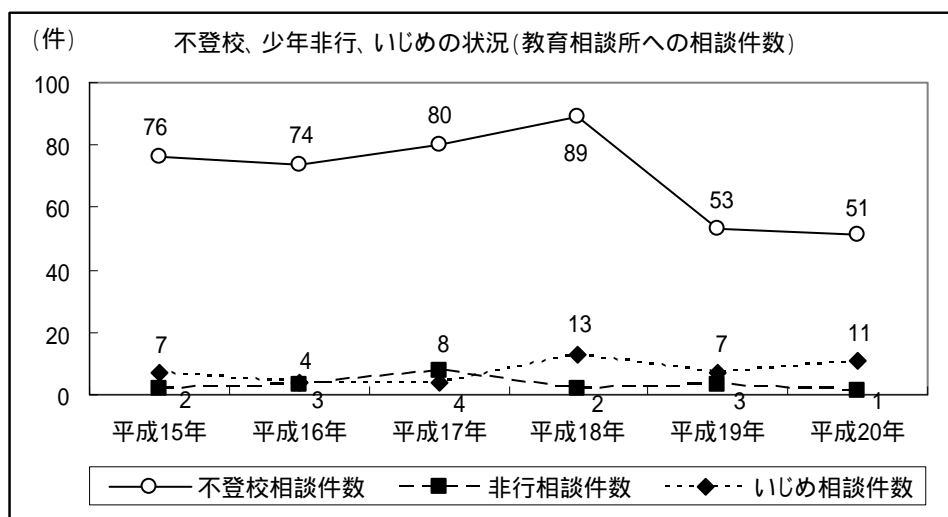
内訳	年度				
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
養護相談		95	123	171	142
被虐待再掲		51	62	44	47
保健相談		10	5	8	3
肢体不自由相談		0	0	1	0
視聴覚・言語相談		0	0	0	1
言語発達相談		2	9	2	5
重症心身障害相談		0	0	0	2
知的障害相談		4	4	3	2
自閉症相談		3	9	14	13
く犯行為相談		1	2	6	5
触法行為等相談		0	0	0	0
不登校相談		16	22	20	20
性格行動相談		14	26	33	35
しつけ相談		11	20	33	46
適性相談		1	0	1	2
その他の相談		17	21	26	19
合計		174	241	318	295

・平成17年10月青梅市子ども家庭支援センター設置

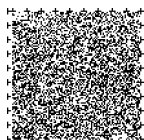


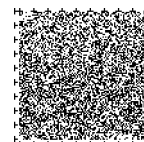
## (2) いじめ、不登校、少年非行等の状況

不登校、少年非行、いじめに関する教育相談所への相談件数の推移をみると、不登校相談件数については、平成18年まで70件から80件台で推移していますが、平成19年には53件、平成20年には51件と減少傾向にあります。また、非行相談件数については、平成18年以降減少傾向である一方、いじめ相談件数については増加傾向にあります。



資料：青梅市教育相談所





## 第3章 計画の基本理念と基本的視点

### 第1節 基本理念

本市では前期計画において「子ども・親・地域がともに育ちあうまち 青梅」を基本理念に掲げ、各種子育て支援施策を推進してきました。

本計画においても、一貫性の観点から前期計画と同じ基本理念とします。

すべての子どもが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる環境づくりを目指し、また、子どもと親の育ちを地域全体で支えていける環境づくりを目指して、引き続き取組を進めていきます。

#### 基本理念

**子ども・親・地域が  
ともに育ちあうまち 青梅**

### 第2節 基本的視点

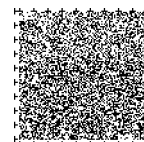
#### 1 子が育つ ～子どもを守り、子どもの自立を支援する～

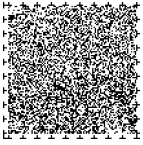
子どもにとっては、自分が愛されているという実感が持てること、自分と真剣に向き合ってくれる大人や友達がいることが大切です。幼児期における子どもの五感を刺激する原始体験や子ども同士の遊び、学校での知的な学習、地域での様々な趣味やスポーツ、祭りや仕事、ボランティア活動などの体験を通して、子どもたちは、いろいろな人と交流し、豊かな感性や「自分で育つ力」を伸ばし、「生きる力」を身に付けていくことができます。

本市では、すべての子どもが健やかに、伸びやかに育つよう、子どもを守るとともに、子どもの自立を支援し、次代の親を育てていく環境づくりを目指します。

#### 2 親が育つ ～親を支援する、親の育ちを支援する～

少子・高齢化により世帯構成や働き手も変化するとともに、人々の





価値観も多様化しています。男女がともに子育てに参加でき、さらに仕事と生活の調和を実現できる環境づくりが求められています。

共働き家庭やひとり親家庭が増え、産業の24時間サービス化による労働形態・労働時間の多様化などによって、保育サービスに対するニーズも多様化しています。また、一人で子どもと向き合わなければならない家庭においては、育児不安や悩みも重く、このような負担から生ずる育児放棄や虐待の問題などへの支援も求められています。

かつての家族制度や地域コミュニティの中で、子育ての意識や方法を知らず知らずのうちに身に着けるといような機会がなくなる一方、家族・親戚や地域コミュニティの支援が少ない中で、親たちも子どもたちも孤立し、様々な問題が生じています。このような、新たな時代に対応した親たちの学習機会が必要となっています。

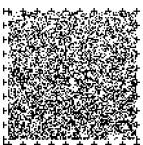
子育ての基本は家庭にあります。子どもを産み、育てるには、親の役割が決定的に重要であり、親が子育ての喜びを感じられるよう支援が行われ、「どのような親になるか」「どのように子育てを行うか」などについて、親同士が交流を深めながら、親の「育ち」を社会全体で支援していく環境づくりを目指します。

### 3 地域が育つ ～親と子の育ちを支援する地域をつくる～

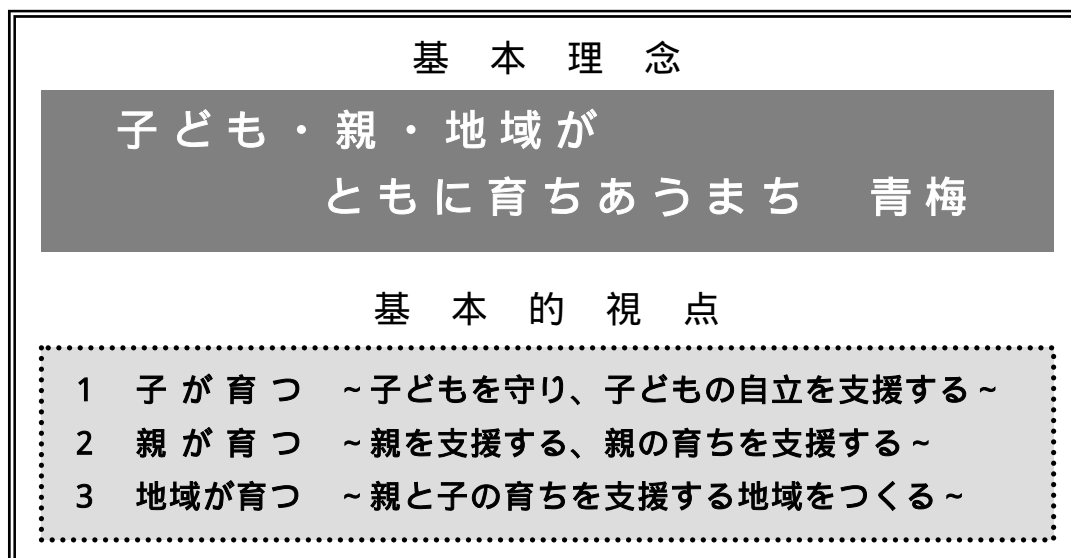
かつては、親の子育てを地域の人々が自然に支え、子どもは様々な人とかかわりの中で成長し、大人になっていきました。しかしながら、都市化や職住分離、共働き化などにより地域コミュニティは弱体化し、高齢化も進み、地域の子育て機能は著しく低下しています。

親が地域内で孤立することがなく、子どもが地域で安全に過ごし、家庭から離れて自立に向けて様々な体験ができるよう、地域で支える新たなコミュニティづくりが必要です。それには、高齢者を中心とした従来からの地域のつながりを尊重しながら、子育て世代や子どもの新たなコミュニティの形成を図り、新旧のコミュニティが共生し、交流しながら、地域社会全体が育っていくことが必要です。

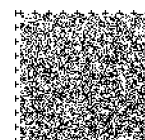
親や子どものコミュニティづくりを図りながら、経験豊かな高齢者に代表される「地域力」を生かし、地域で親と子の育ちを支援していく環境づくりを目指します。



### 第3節 施策の体系



課 題	課題に対する施策
1 子どもが伸びやかに育つまちづくり	1 子どもが安心して楽しく過ごせるまちづくり 2 「生きる力」をはぐくむ教育の推進 3 子どもの人権の尊重 4 子どもの地域での活動を応援するまちづくり
2 子育ての喜びを感じられるまちづくり	1 男女がともに子育ての喜びを感じられるまちづくり 2 地域・世代間交流を進めるまちづくり 3 地域の子育ての場とネットワークづくり
3 すべての子育て家庭を支援する地域づくり	1 子育て相談・情報提供体制の充実 2 子育て支援サービスの充実
4 働きながら子どもを育てる家庭への支援の充実	1 保育サービスの充実 2 学童保育の充実
5 母と子の健康づくり	1 保健・医療体制の充実 2 母と子の健康づくり支援の充実 3 思春期保健対策の推進
6 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実	1 子どもの虐待防止の取組の充実 2 ひとり親家庭等の自立支援 3 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実

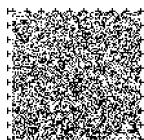


## 第4節 計画の目標

平成22年度から目標年度である平成26年度までに達成すべき目標指標を次のとおり設定します。

### 1 子どもが伸びやかに育つまちづくり

施策・事業	15年度現状	22年度までの目標指標	20年度現状	26年度までの目標指標
1-1 子どもが安心して楽しく過ごせるまちづくり				
福祉マップの作成	平成15年作成	改訂版作成	平成16年度改訂版作成	改訂版作成ホームページへの掲載
通学路の安全確保	PTAとの連携	拡充	PTA・自治会等と連携し登下校時の見守り	拡充
交通安全教室	実施	拡充	実施	拡充
チャイルドシートの着用の普及	実施	拡充	チャイルドシートの無料貸出しの実施	充実
セーフティ教室	実施	充実	市内各校にて実施	充実
防犯ボランティア活動の促進	実施	充実	実施	充実
子ども110番の家		新規	2,219件登録	拡充
1-2 「生きる力」をはぐくむ教育の推進				
おはなし会	実施	拡充	28回開催	充実
土曜日ジュニアスポーツ教室	実施	充実	36教室開催	充実
親子スポーツ教室	実施	充実	12回開催	充実
夏休み子ども体操教室	実施	充実	3回開催	充実
親子市内農業見学会	実施	充実	2回開催	充実
1-3 子どもの人権の尊重				
児童の権利に関する条約の普及・啓発	実施	充実	実施	充実
適応指導教室の設置 (ふれあい学級) (対象)	不登校生徒	不登校児童 不登校生徒	児童・生徒を対象に実施	充実
1-4 子どもの地域での活動を応援するまちづくり				
児童の居場所づくり	2か所	拡充	ひろば事業として充実	
市民センター等子育て支援事業			11市民センターにて延べ454回実施	充実
放課後子ども教室( )		新規	1か所	16か所

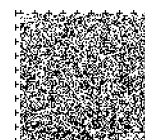


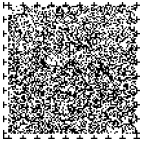
## 2 子育ての喜びを感じられるまちづくり

施策・事業	15年度現状	22年度までの目標指標	20年度現状	26年度までの目標指標
2-1 男女がともに子育ての喜びを感じられるまちづくり				
男女平等推進計画の推進と見直し	実施事業の推進	実施事業の見直し	実施事業の推進	実施事業の見直し
男女平等セミナーの開催（開催回数）	3回/年	3回/年	託児付き講座4回/年 夜間講座2回/年	充実
2-2 地域・世代間交流を進めるまちづくり				
地域・世代間交流事業の推進	実施	拡充	実施	拡充
2-3 地域の子育ての場とネットワークづくり				
子育てグループ・ボランティアの育成	実施	拡充	実施	拡充

## 3 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

施策・事業	15年度現状	22年度までの目標指標	20年度現状	26年度までの目標指標
3-1 子育て相談・情報提供体制の充実				
子ども家庭支援センター事業	未設置	設置	17年度設置 20年度先駆型に移行	充実
両親学級（実施回数）	6回/年	拡充	8回/年	拡充
母親学級（母性科）出産準備教室	9コース/年	拡充	9コース/年	拡充
母親学級（育児科）（育児教室）	6コース/年	拡充	6コース/年	拡充
事故予防のための啓発	随時	随時	随時	随時
妊婦相談の場の提供 電話相談 家庭訪問	随時	随時	随時	随時
3-2 子育て支援サービスの充実				
子育てひろば事業（A型） （設置箇所数）	6か所	7か所	8か所	12か所
子育てひろば事業（B型） （設置箇所数）	未設置	1か所	2か所	2か所
子育てひろば事業（C型） （設置箇所数）	新規		1か所	2か所
子育て短期支援事業（ショートステイ） （定員数） （設置箇所数）	10人 1か所	10人 1か所	10人 1か所	就学児への拡大 15人 2か所
一時預かり事業（定員数） （設置箇所数）	12人 3か所	40人 8か所	52人 8か所	77人 12か所
ファミリー・サポート・センター（ ）事業 （設置箇所数）	未設置	1か所	1か所	拡充



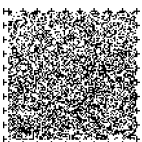


#### 4 働きながら子どもを育てる家庭への支援の充実

施策・事業	15年度現状	22年度までの目標指標	20年度現状	26年度までの目標指標
<b>4 - 1 保育サービスの充実</b>				
通常保育事業	2,941人	3,373人	3,086人	3,191人
うち0歳児	208人	275人	230人	257人
うち1、2歳児	795人	1,053人	886人	973人
うち3歳児	606人	616人	599人	622人
うち4、5歳児	1,332人	1,427人	1,355人	1,339人
延長保育事業 (設置箇所数)	27か所	32か所	31か所	32か所
夜間保育事業 (設置箇所数)	未設置	1か所	未設置	1か所
休日保育事業 (設置箇所数)	1か所	2か所	1か所	2か所
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育・施設型)				
(定員数)	4人	8人	4人	8人
(設置箇所数)	1か所	2か所	1か所	2か所
認証保育所				認定こども園( )
(定員数)	40人	40人	43人	56人
(設置箇所数)	1か所	1か所	1か所	2か所
<b>4 - 2 学童保育の充実</b>				
放課後児童健全育成事業				
(定員数)	1,075人	1,200人	1,302人	1,400人
(設置箇所数)	17か所	17か所	18か所	18か所

#### 5 母と子の健康づくり

施策・事業	15年度現状	22年度までの目標指標	20年度現状	26年度までの目標指標
<b>5 - 1 保健・医療体制の充実</b>				
学校給食を活用した食づくり等の体験活動				
夏休み料理教室 (実施回数)	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年
乳歯のうしょく予防 (う歯のない者の割合)				
3歳	74.6%	80%以上	80.0%	85%以上
5歳	42.5%	50%以上	50.2%	55%以上
歯と口腔の健康観察習慣 (保護者による観察習慣の定着、週1回以上歯と口腔の観察の割合)				
1歳6か月	83.8%	90%以上	87.1%	90%以上
3歳	85.7%	90%以上	89.9%	90%以上
5歳	70.4%	90%以上	72.2%	80%以上
かかりつけ歯科医を持つ割合 (定期健診やフッ素化合物塗布)				
3歳	29.6%	40%以上	33.2%	40%以上
5歳	73.3%	80%以上	71.1%	80%以上

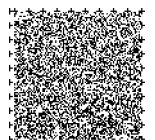


施策・事業	15年度現状	22年度までの目標指標	20年度現状	26年度までの目標指標
甘味食品をほぼ毎日食べる者の割合				
3歳	46.7%	減らす	36.5%	減らす
5歳	29.7%	減らす	34.7%	減らす
甘味飲料をほぼ毎日飲む者の割合				
3歳	32.2%	減らす	31.6%	減らす
5歳	26.5%	減らす	25.5%	減らす
5-2 母と子の健康づくり支援の充実				
乳幼児健康診査				
集団健康診査 (把握率)	95%	100%	95%	100%
個別健康診査 (把握率)	88%	100%	88%	100%
新生児訪問				
第1子希望者 (実施率)	98%	100%	98%	100%
未熟児訪問	未実施	随時	随時	随時
食に関する学習機会や情報の提供				
妊婦食教室 (実施回数)	6回/年	拡充	5回/年	拡充
離乳食教室 (実施回数)	16回/年	拡充	16回/年	拡充
幼児食教室 (実施回数)	5回/年	拡充	6回/年	拡充
5-3 思春期保健対策の推進				
乳幼児とのふれあい機会	実施	拡充	実施	拡充

平成14年度時点

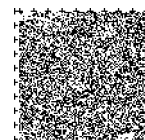
## 6 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実

施策・事業	15年度現状	22年度までの目標指標	20年度現状	26年度までの目標指標
6-1 子どもの虐待防止の取組の充実				
子ども家庭支援センター事業 (再掲)	未設置	設置	先駆型として実施	組織強化し 充実
児童虐待防止ネットワーク事業	未設置	設置	要保護児童 対策地域協 議会( ) 設置	充実
6-2 ひとり親家庭等の自立支援				
養育家庭制度の普及	随時	充実	随時	充実
6-3 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実				
障害児保育講師派遣事業(開催回数)	32回/年	充実	65回/年	充実
地域活動(生活)支援センターの設置 (設置箇所数)	1か所	充実	地域活動支 援センター 事業に改定	充実





## 第 2 部 各 論





# 第1章 子どもが伸びやかに育つまちづくり

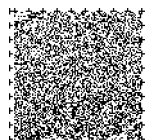
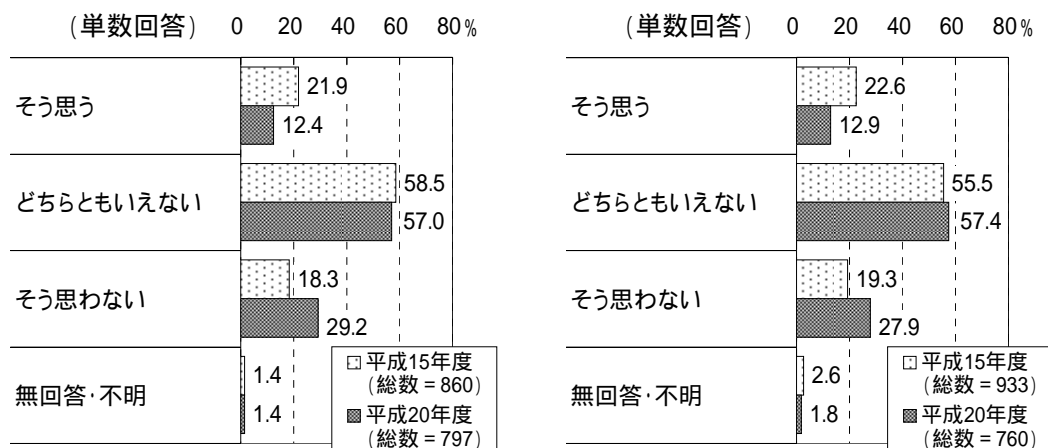
## 第1節 子どもが安心して楽しく過ごせるまちづくり

### 1 現状と課題

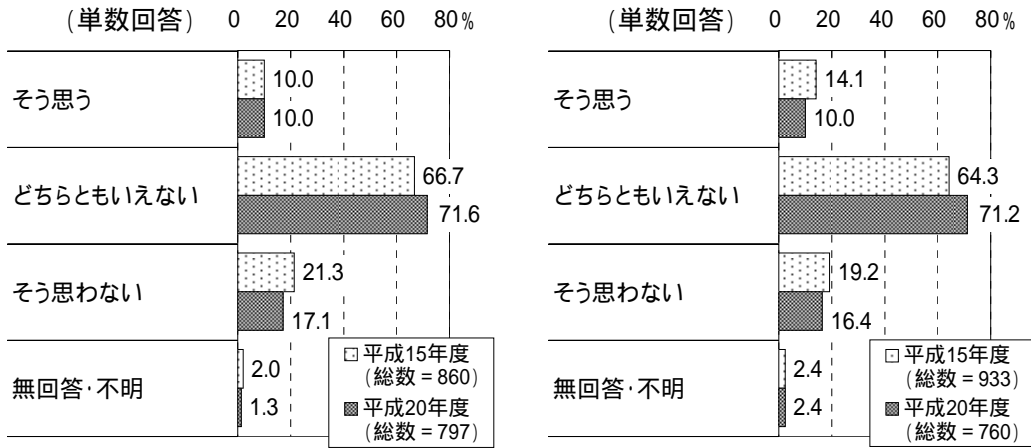
子どもは長い間、自然の中で思い切り遊び、育ってきましたが、車が道路にあふれ、交通事故や犯罪の心配もあり屋外で遊ぶことが少なくなっています。また、かつて以上に学力が重視され、格差社会といわれる社会状況の中、心身ともにゆとりが持てない子どもたちが増えています。そのため、子どもたちの体力は低下し、生活習慣病の危険も高まり、子ども同士で人間関係を作っていくことが苦手な子どもも増えています。

本計画策定に当たって実施したニーズ調査において、青梅市が安心して一人で歩けるまちだと思うか尋ねたところ、平成15年度に実施した前期計画策定時のニーズ調査結果と比べて、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに「そう思わない」と回答した人の割合が高くなっています。また、青梅市が交通事故の少ないまちだと思うか尋ねたところ、「そう思う」と回答した人は1割程度にとどまっています。子どもが安心して屋外で遊べる環境づくりが求められます。このほか、家の近くの子どもの遊び場について感じることは何か尋ねたところ、「雨の日に遊べる場所がない」との回答を始め、様々な要望が挙げられました。多くの子どもたちはもっと友達と遊びたいと望んでいます。子どもたちが安心して家から出て遊ぶことができる遊び場を確保するとともに、だれもが生活しやすい安全なまちを作ることが求められています。

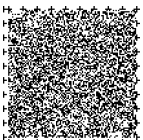
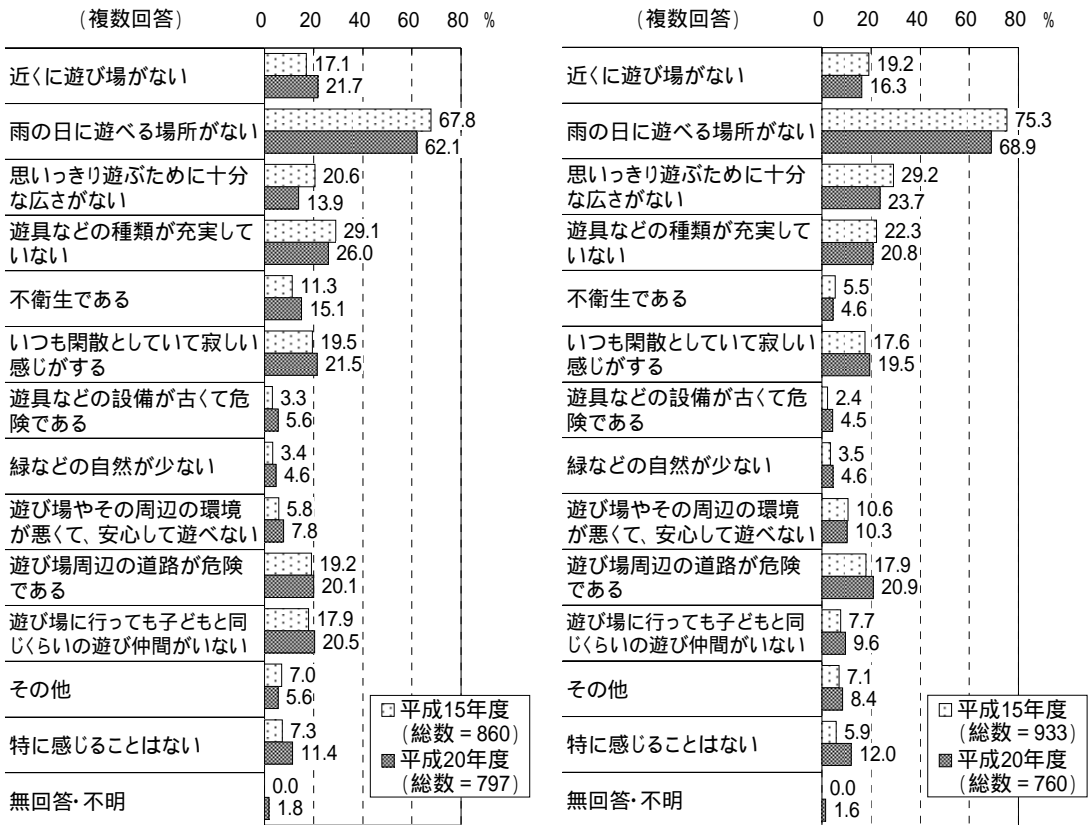
【青梅市が安心して一人で歩けるまちだと思うか(左図:就学前児童、右図:小学校児童)】



【青梅市が交通事故の少ないまちだと思うか(左図:就学前児童、右図:小学校児童)】



【家の近くの子どもの遊び場について感じる事(左図:就学前児童、右図:小学校児童)】



## 2 施策の展開

### (1) 安心して子育てができるまちづくり

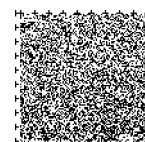
NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	福祉のまちづくりの推進	「青梅市福祉まちづくり整備要綱」および「東京都福祉のまちづくり条例」にもとづき、施設、歩道、公園などのバリアフリー( )化を進めます。				福祉総務課
	福祉マップの改定	平成 22 年度に福祉マップを改定します。その後も引き続き、保護者の視点を参考に、必要に応じて改定します。				福祉総務課
		福祉マップのホームページによる公開を行います。				福祉総務課
	有害環境対策の推進	事業者や地域住民とも連携し、性や暴力などの子どもに対する有害情報の自主的規制を推進します。				子ども家庭支援課
	子どもの交通事故や災害被害のないまちづくりの推進	PTA などと連携し、交通安全総点検を実施し、通学路の安全確保に努めます。				生活安全課 建設部管理課 土木課 総務課
		子どもに対する交通安全教育の充実を図ります。				生活安全課 総務課 指導室
		チャイルドシートの無料貸出しを継続して実施します。				生活安全課
		幼児・児童用自転車ヘルメット購入費の助成を実施します。				生活安全課

【表の見方(以下同じ)】

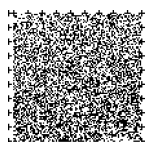
継続：現在行っており、今後も継続する事業です。

拡充：現在行っている事業を基に、さらに充実・拡大していく事業です。

新規：今後取組に着手する事業または取組を検討していく事業です。ただし、前期計画に記載されていたが、取り組めなかった事業および前期計画時点で実施しておらず、計画もなかったが、現在実施している事業も含まれます。

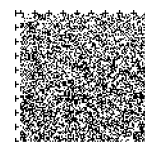


NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	子どもを犯罪等の被害から守るまちづくりの推進	通学路などに街路灯などの整備を図ります。				生活安全課 建設部管理課
		子どもや保護者に対して犯罪等に関する情報提供を速やかに行うとともに、全校でのセーフティ教室などを行います。				子ども家庭支援課 総務課 指導室
		防犯パトロールや「子ども110番の家」など、防犯ボランティア活動を促進します。				生活安全課 総務課 指導室
	景観まちづくりの推進	「青梅市景観まちづくり基本方針」にもとづき、子どもたちを含め幅広い世代が参加できる、景観資源発見や景観コンクール（絵画等）の取組を進めます。				都市計画課
	子育てにやさしいまちづくりの推進	子育て世帯の定住や転入を促すため、子育て世帯への入居支援と合わせて、その受け皿となる良質な住宅の供給に努めます。				住宅課
		企業や店舗の協力を得て、外出時のおむつ替えや授乳場所の確保など、子育てにやさしいまちづくりを進めます。				子ども家庭支援課 商工観光課



(2) 魅力ある遊び環境づくり

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	公園・緑地、 児童遊園の活用	都市公園、児童遊園の定期的な施設の点検・清掃、遊具の更新などの管理を行います。				公園緑地課
		霞川調節池上部広場（仮称）および新田山公園（調整池跡地）の整備を行います。				公園緑地課
	公園・緑地内の緑地管理ボランティア育成	公園・緑地内の緑地を管理するボランティアの育成を図ります。				公園緑地課
	自然環境を生かした子育て環境づくり	恵まれた自然環境の中で、子どもたちが集い、遊び過ごせる場所づくりを検討します。				子ども家庭支援課 公園緑地課 体育課
		「風の子太陽の子ひろば」など既存施設を活用した自然とのふれあい、冒険ひろばづくりを進めます。				子ども家庭支援課 公園緑地課 体育課
	子育て支援事業の拡充	市民センターなどを会場にした子育て支援事業を拡充するとともに自治会館などの既存施設の活用の拡大を図ります。また、ボランティアの協力を受けながら運営の充実を図ります。				子ども家庭支援課 市民活動推進課



## 第2節 「生きる力」をはぐくむ教育の推進

### 1 現状と課題

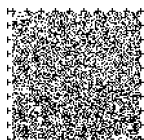
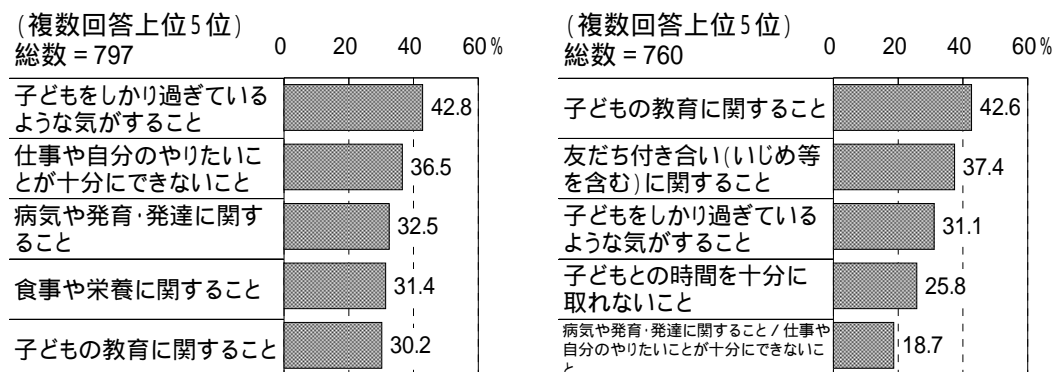
子どもたちは、小・中学校において、基礎的な学力を身に着けるとともに、家庭や地域において、様々な生活体験や職業体験、社会体験を積み重ねていきます。ところが、近年、子どもの遊ぶ機会が減り、家庭や地域の教育機能が低下して体験機会の減少が進むとともに、学ぶ意欲を失う子どもが増加し、学力の低下が心配されています。

今、その反省から、「生きる力」をはぐくむ教育改革が進められており、「楽しい、わかる」授業の取組や様々な体験教育が進められるとともに、「いじめ」や「不登校」などに対する取組も図られています。また、子どもたちの自立に向けて、地域や家庭で様々な体験機会をつくる取組が始まってきており、支援が求められます。

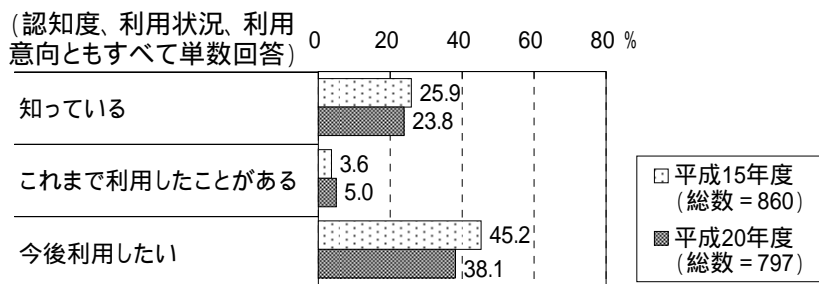
本計画策定に当たって実施したニーズ調査において、子育てに関して悩んでいることについて尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに「子どもの教育」が上位に入っていることから、引き続き教育環境の整備に努める必要があります。

また、家庭教育について、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育に関する学級・講座の認知度や利用状況、今後の利用意向を尋ねたところ、認知度が2割を超え、利用意向のある人が4割近くであるのに対して、利用経験のある人は1割に満たないという結果となっています。利用意向のある人の割合に対して利用経験のある人の割合が低く、認知度も高いとは言えないことから、今後はより一層参加しやすい学級・講座の開催を目指すとともに、周知にも努める必要があります。

【子育てに関して悩んでいること（左図：就学前児童、右図：小学校児童）】



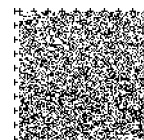
【家庭教育に関する学級・講座の認知度、利用状況、利用意向（就学前児童）】



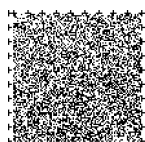
2 施策の展開

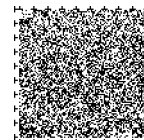
(1) 学校・地域における教育・学習の充実

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	就学前教育の充実と小学校との連携	市民センターや体育館などにおいて、地域の実情に応じ、幼児のための教室を設け、学習機会を提供します。				子ども家庭支援課 体育課 社会教育課 市民活動推進課
		保育所・幼稚園と小学校が連携し、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を図ります。				子育て推進課 指導室
	学ぶ意欲と基礎学力の向上	教師の研究活動や研修の充実を図り、楽しい授業、分かる授業のできる教師の育成を図ります。				指導室
		授業日数の弾力化により授業時数の充実を図ります。				指導室
		総合的な学習の時間（ ）等において、地域人材等を講師とした、実体験にもとづいた授業の充実を図ります。				指導室
		学校図書館の充実とともに読書活動の推進を図ります。				指導室
		小・中学校一貫教育により、9年間を通じた指導の充実を図ります。				指導室



NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	情報化や国際化に対応した学校教育の充実	コンピュータを活用した教育の充実や、AET（教員と協力して英語指導を行う外国人）の活用を進めます。				指導室
		AET を各小中学校に派遣し、英語指導・国際理解教育の充実を図ります。				指導室
	児童・生徒への健全育成教育の充実	教育相談の充実を図ります。				指導室
		いじめのない学校づくりを進めるとともに、不登校対策の充実を図ります。				指導室
		規則正しい生活習慣と食に関する指導の充実を図ります。				指導室
		総合的な学習の時間を活用し、乳幼児など異なる世代との交流を進めます。				指導室
		小・中学校一貫教育を通して、継続した生活指導の充実を図ります。				指導室
学校の教育施設・設備の充実	校舎の改築や耐震補強により、防災対策の充実に努めます。				施設課	
	トイレなど、学校の教育環境の整備に努めます。				施設課	
	学校のバリアフリー化に努めます。				施設課	



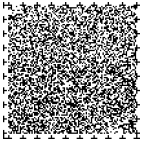


NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	地域と連携した開かれた学校づくり	開かれた学校づくりを推進し、保護者・市民の教育への関心を高め、学校ボランティア活動への参加を促進し、地域の教育力を活用した学校教育の充実を図ります。				指導室 社会教育課
		校庭や空き教室の活用など、開かれた学校づくりを進めます。				社会教育課
	地域の教育力の向上	青梅ボランティア・市民活動センターと連携し、学校ボランティア、教育ボランティア活動の充実を図ります。				指導室 社会教育課 市民活動推進課
		図書館ボランティアとの協働等によるおはなし会の開催など、読書活動の充実を図ります。				指導室 中央図書館管理課

## (2) 体験活動の支援

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	体験的な学習の充実	森や河川を利用し、多様な自然体験活動の機会を提供します。				社会教育課 市民活動推進課 環境政策課
		野鳥講座を継続して実施します。				農林課
		伝統文化体験、工作・手芸体験、異年齢集団による活動体験等、多様な体験機会の充実を図ります。				社会教育課 市民活動推進課

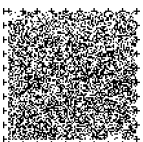




NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	交流、文化・芸術、スポーツ・レクリエーションなど多様な活動支援	「青梅市スポーツ振興基金」による援助・表彰、市民体育大会などの実施、体育施設や運動広場、学校体育施設の開放などを行い、多様な活動を支援します。				社会教育課 体育課
		すべての年代を対象とした、総合型地域スポーツクラブの育成を目指します。				社会教育課 体育課
	土曜日ジュニアスポーツ教室の開催	体を動かす楽しさを知り、スポーツへの関心を高めるために、各種スポーツの紹介、体験機会の提供を行います。				体育課
	親子スポーツ教室の開催	親子のスキンシップを深めるとともに、子どもの体力向上と保護者への運動方法体得のための教室を開催します。				体育課
	夏休み子ども体操教室の開催	小学1～6年生を対象に、夏休みにゲーム、軽体操を行います。				体育課

### (3) 家庭教育の支援

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	家庭教育講座の充実	その時々々の情勢にあった講座を計画し、保護者への学習機会の提供、充実を図ります。				社会教育課 市民活動推進課
		子どもの体験機会の充実に向けて、親の体験講座の充実を図ります。				社会教育課 市民活動推進課



NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	親と子の交流事業の推進	親と子どものための体験事業の充実を図ります。				社会教育課 市民活動推進課
		農業委員の指導のもと、親子農業体験会を実施します。				農林課 農業委員会

### 第3節 子どもの人権の尊重

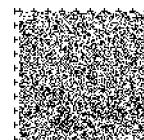
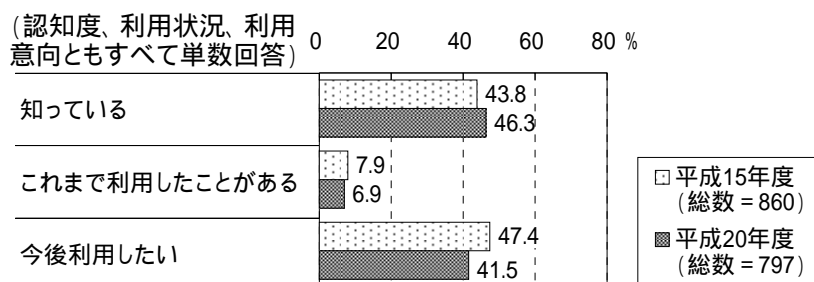
#### 1 現状と課題

子どもたちの豊かな心を育てていくためには、乳幼児期から一人一人の子どもが多くの人から愛され、くつろぐことができる生活の場を作ることが大切です。子どもたちが社会の一員として、その人権を家庭、地域、学校、社会のあらゆる場で尊重されるよう、児童の権利に関する条約についての啓発を行うとともに、子どもがまちづくりに参加できる機会を設け、子どもの視点や意見を反映していくことが重要です。思春期の自立に向けての様々な悩みを受け止められる体制の整備も必要となります。

また、親が子育てで孤立し、児童虐待等に陥ることを事前に防ぐような相談・支援体制や、子どもたち自身が人権意識を持ち、暴力から自分を守るための知識や技能を持てるようにする取組が求められます。

本計画策定に当たって実施したニーズ調査において、就学前児童の保護者を対象に、教育相談センター・教育相談室の認知度や利用状況、今後の利用意向を尋ねたところ、認知度が4割半ば、利用意向のある人が4割強であるのに対して、利用経験のある人は1割に満たないという結果となっています。利用意向のある人の割合に対して利用経験のある人の割合が低く、今後はより一層相談しやすい環境づくりに努める必要があります。

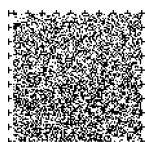
【教育相談センター・教育相談室の認知度、利用状況、利用意向（就学前児童）】



## 2 施策の展開

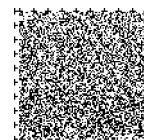
### (1) 子どもの人権の尊重

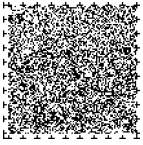
NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	児童の人権に関する理解の普及・啓発	ポスター・チラシの配布等の普及・啓発活動を継続します。				子ども家庭支援課
		教員対象の研修会、情報の提供および広報活動の充実を図ります。				指導室
		広報や「子育てネットホームページ」などを活用し、市民に対する情報提供および広報の充実を図ります。				子ども家庭支援課
	個性を認め合う人権意識の醸成	人権を大切にする心を養う教育の徹底を図ります。				指導室
		児童虐待やいじめ、差別などの問題への取組を通して、人権教育を進めます。				指導室 生活安全課
		人権の花運動を通じ、人権尊重思想の普及・啓発を図ります。				生活安全課
	子どもの視点に立った取組	子ども議会やアンケート調査など、様々な事業において子どもの視点・意見を反映する取組を進めます。				子ども家庭支援課 企画調整課



(2) 子どもの悩みを受け止める体制の整備

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	子どもの相談体制の充実	教育相談所の心理相談員による来所相談や電話相談を実施します。				指導室
		子どもの相談窓口を充実し、相談しやすい体制づくりを進めます。				子ども家庭支援課
	青少年専門相談の充実	青少年相談員による、青少年の生活指導などに関する相談を実施します。				指導室
	スクールカウンセラー( )の配置	全中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談の充実を図ります。				指導室
	スクールソーシャルワーカー( )活用事業の導入検討	問題を抱える児童・生徒への対応と支援のため、国のスクールソーシャルワーカー活用事業の導入を検討します。				指導室
	いじめ、不登校、児童虐待などへの取組	教員研修や教育相談活動の充実を図るとともに、教育相談所と連携し、学校への心理相談員の派遣やスクールカウンセラーの配置を充実し、いじめや不登校などの問題に取り組みます。				指導室
		「要保護児童対策地域協議会」を中心として、各関係機関が連携した取組を進めます。				子ども家庭支援課
		小・中学校一貫教育を通して、小学校から中学校へ進学する際の児童の心理的不安の軽減に努めます。				指導室



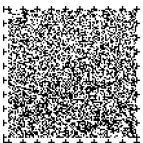


NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	適応指導教室の設置（ふれあい学級）	不登校の状態にある児童に対して、学校復帰を目指した指導や、適応指導教室への入級を推進します。				指導室
		適応指導教室に通学している児童・生徒に対して、在籍校への復帰支援を行います。				指導室
	教育相談研修の充実	教育相談所と連携し、教員研修の充実を図ります。				指導室
	児童の健全育成	青少年対策各地区委員会の事業を支援していきます。				子ども家庭支援課
		関係各課、機関等との連携を図り、性の逸脱行為や少年非行等の立ち直りの支援を行います。				子ども家庭支援課 市民活動推進課

## 第4節 子どもの地域での活動を応援するまちづくり

### 1 現状と課題

子どもたちが次世代の親になるためには、家庭や地域、学校などのコミュニティにおいて、様々な役割があり、そこで評価され、褒められて自分自身に自信を持ち、大人へ向けて自立するとともに、様々な職業について知り、体験して、自分に合った仕事を見つけていくことが必要です。子どもたちが地域社会に関心を持ち、その中で一定の役割を果たして評価され、行政の仕組みや役割を学んだりする機会や、意見を表明したり、子ども同士で自主的に活動し、自立に向けて経験を積むとともに、職業体験などにより、職業意識を持ち、定職に就くことを支援する取組が求められます。また、子どもにとって遊びや学び、ふれあいなどができる安心で安全な居場所づくりが必要です。放課後子ども教室など、地域住民の参加と協力を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、交流活動などの取組を実施し、

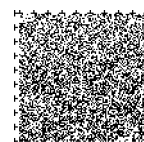


放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保するなど、子どもの居場所づくりに努めるとともに、このような居場所づくりに必要な人材の確保や育成など地域との連携に努める必要があります。

## 2 施策の展開

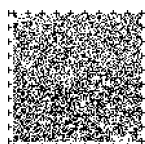
### (1) 子どもの地域での活動の支援

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	地域や社会に関する学習機会の充実	学校教育や社会教育を通して、子どもや女性、市民の権利や市民の義務などについての学習を充実します。				指導室 社会教育課
		地域での体験学習の機会を増やし、学校・家庭・地域が一体となった教育、地域の将来を担う人材の育成を行います。				社会教育課 市民活動推進課
		子ども会活動の支援を行います。				社会教育課 市民活動推進課
	地域コミュニティ活動への子どもの参加促進	清掃やリサイクルなどの地域維持活動やイベント、福祉ボランティア活動などへの子どもの参画機会の充実を図ります。				子ども家庭支援課 社会教育課
		子どもへの広報を拡充し、子どもの自主的な参画を促進します。				子ども家庭支援課 社会教育課
	子どもの祭り・イベントづくり	祭りやイベントに、子どもが参加できる機会の充実を図ります。				社会教育課 市民活動推進課
		本市全体で子どもと大人が仲良くふれあえるような楽しいイベントを検討します。				社会教育課 子ども家庭支援課 市民活動推進課



(2) 子どもや若者の自立支援

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	市民参加による検討委員会等の設置	市民参加による検討委員会等を設置し、子育て支援の拠点づくりを検討します。				子ども家庭支援課 市民活動推進課
		自治会や子ども会など市民との協働による、子どもの居場所づくりの推進を図ります。				子ども家庭支援課 社会教育課 市民活動推進課
	子どもの居場所づくり	子育て支援事業で、放課後・週末などの児童の居場所づくりを目指し、拡充を進めます。				子ども家庭支援課 市民活動推進課
	放課後子ども教室の拡充	地域で子どもたちをはぐくむ環境づくりと子どもたちの安心・安全な活動拠点づくりを推進します。				社会教育課
	中高生の居場所づくり	総合体育館の個人開放事業を継続します				体育課
		中高生の居場所づくりに取り組みます。				社会教育課 子ども家庭支援課
	職業意識や能力の向上の支援	小中高生の職業体験機会の充実などにより、自分で自分の進路を選択する力を身に着けるキャリア教育の充実を図ります。				商工観光課 指導室 社会教育課
		関係機関や団体と連携し、高校生や若者の職業能力向上の機会の充実を図ります。				商工観光課 社会教育課



## 第2章

# 子育ての喜びを感じられるまちづくり

## 第1節 男女がともに子育ての喜びを感じられるまちづくり

### 1 現状と課題

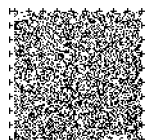
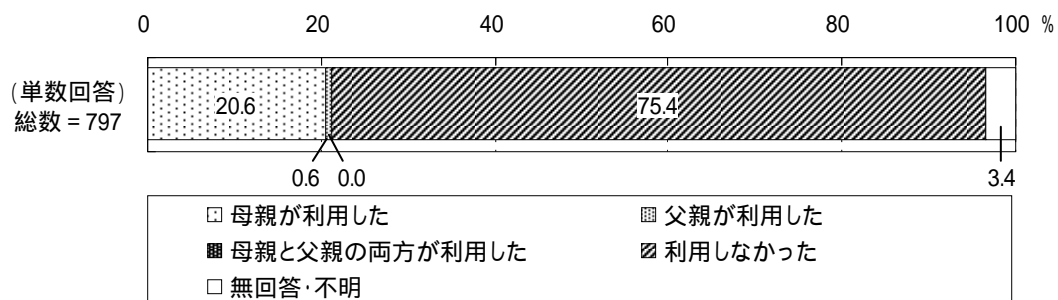
国が進める「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が、子育ての支援策の柱となっています。内閣府の調査によれば、男女ともに「仕事と家庭生活をともに優先したい」といった複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が高くなっていますが、現実には、20～40歳代の男性は仕事を優先している人が5割程度と高く、30歳代の女性は家庭生活を優先している人の割合が5割程度となっています。子育てしながら働いている人への配慮や子育てに対する理解が得られ、すべての人が仕事と生活のバランスが取れた多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、住民の意識の向上や事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発が求められています。このような中、男女問わず仕事と子育てを両立するには、育児休業制度（ ）の活用が有効であるものの、依然として男性の取得者が少ないことや、事業所によっては制度が十分活用されていない場合があります。

本計画策定に当たって実施した就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査において、育児休業制度を利用したか尋ねたところ、「母親が利用した」と回答した人は20%強、「父親が利用した」と回答した人は1%に満たず、「母親と父親の両方が利用した」と回答した人はいませんでした。

男女がともに育児に積極的に参画できるよう、男女問わず育児休業等が取得できる環境づくりを始め、男性の働き方の見直しを含めて、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実が求められています。

また、幼少期から家事を分担するなど、性別にとらわれない生活文化づくりも求められます。

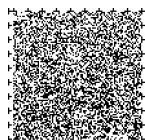
【育児休業制度の利用状況（就学前児童）】



## 2 施策の展開

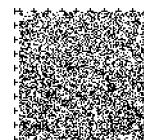
### (1) 子育てと仕事を両立できる地域づくりと就労環境の整備

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	子育てにやさしい企業・地域の実現	関係機関と連携し、市民、事業主などの意識改革のための広報・啓発、情報提供を行います。				商工観光課
		育児・介護休業制度などの普及・啓発、短時間勤務・フレックスタイム制などの普及を促進します。				企画調整課 商工観光課
		企業や店舗と協力し子育てにやさしい店や企業づくりへの支援を検討します。				商工観光課 子ども家庭支援課
	女性の就労の支援	女性の再雇用や就労、起業を支援する講座や講演会の充実を図ります。				企画調整課 商工観光課
		働く女性の職業能力開発および就業意欲の向上のため、パソコン教室など学習機会の充実を図ります。				企画調整課 商工観光課
	家事・育児・家庭教育・地域教育への男性の参画	男女共同による家事・育児への参加促進に向けて、講演会・セミナーなどにより、市民・企業への啓発を行います。				企画調整課



(2) 男女共同による子育ての推進

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	ワーク・ライフ・バランス実現のため、企業・市民との協働により、仕事と家庭の両立を支援する様々な取組を行うとともに、制度の周知、啓もうを図ります。				企画調整課 商工観光課 子ども家庭支援課
	次代の親の育成	男女がともに子育てや教育に参加し、家族のパートナーシップの強化を促すよう、講座や情報紙などによる啓発を行います。				企画調整課 社会教育課
		子どもが男女とも家事を手伝うよう、子ども料理教室や家事分担カレンダーの作成・配布、通学合宿の実施などを進めます。				企画調整課 社会教育課
	男女平等セミナーの開催	第四次青梅市男女平等推進計画(平成20年度～24年度)にもとづき、セミナーを開催します。				企画調整課
	青梅市男女平等推進計画の推進	第四次青梅市男女平等推進計画(平成20年度～24年度)にもとづき、各課の実施事業の推進を図るとともに、進ちょく状況報告書を作成し、各事業の内容を確認します。				企画調整課



## 第2節 地域・世代間交流を進めるまちづくり

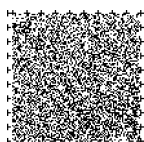
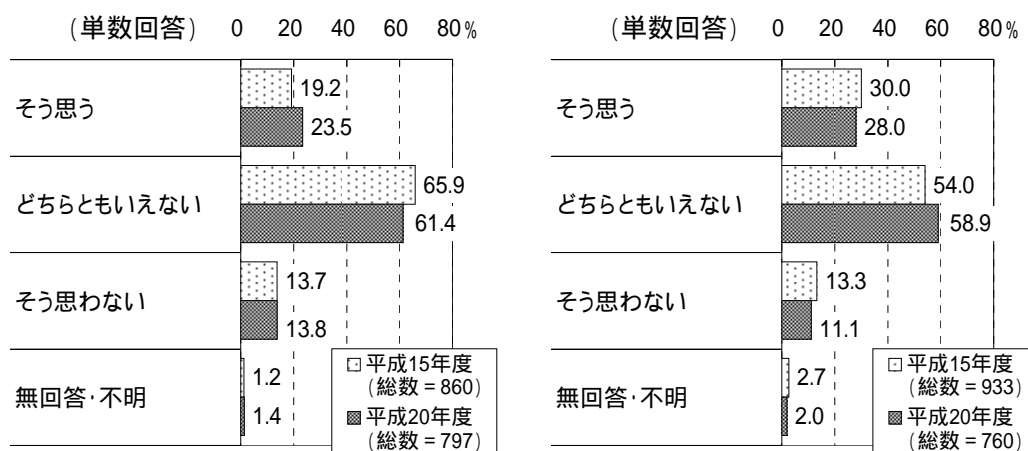
### 1 現状と課題

核家族化が進み、子育て不安が高まる中で、子育て中の親は交流機会を増やすことを望んでいます。また、子どもが生きる力を身に付け、自立するためには、多くの大人との交流の中で子どもが育つことが必要です。

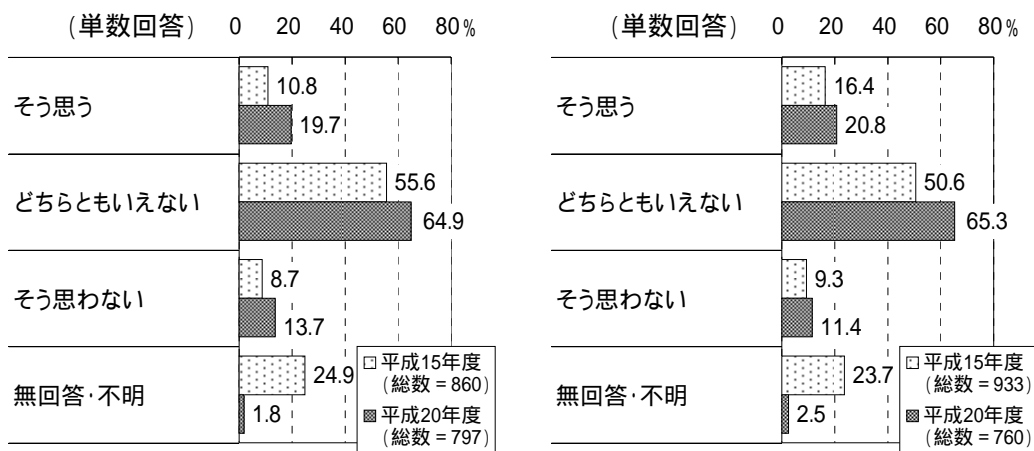
本計画策定に当たって実施したニーズ調査において、青梅市が地域や地区で協力、助け合いができるまちだと思うか尋ねたところ、「そう思う」と回答した人は「そう思わない」と回答した人よりも割合が高く、また、青梅市がみんなが仲良く交流できるまちだと思うか尋ねたところ、同様に「そう思う」と回答した人が「そう思わない」と回答した人よりも割合が高くなっていました。しかし、どちらの質問においても「そう思う」と回答した人は2～3割であり、割合が高いとはいえません。また、本市では各地域において子ども会があり、地域の方々との交流を中心とした活動が行われてきました。しかし、近年、少子化や子ども会を支える親の負担の増加などを背景として子ども会の数の減少や活動の低下が起きている。地域で子どもを育てていくためには、子ども会の果たす役割は大きなものと考えられることから、今後も子ども会が存続していけるよう人材の確保、育成を始めとした取組を進めるとともに、親子の交流や子どもと高齢者との交流を促進するなど、子育てにおける地域の力を高めていくことが求められます。

〔青梅市が地域や地区で協力、助け合いができるまちだと思うか〕

(左図:就学前児童、右図:小学校児童)



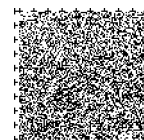
【青梅市がみんなが仲良く交流できるまちだと思うか(左図:就学前児童、右図:小学校児童)】



## 2 施策の展開

### (1) 地域・世代間交流を進めるまちづくりの促進

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	地域・世代間交流事業の推進	子育て支援施設や学校・保育所など様々な場で、子育て中の父母や NPO 法人などの協力を得て、小中高生と乳幼児との交流に取り組みます。				子ども家庭支援課
		昔からの遊びや知恵を伝承する取組など高齢者との世代間交流の実施を進めます。				子ども家庭支援課
		自治会や子ども会など地域との協働事業に取り組みます。				子ども家庭支援課 市民活動推進課
		運動会、盆踊り、文化祭などの事業をもとに、自治会や子ども会など地域との交流の推進に努めます。				市民活動推進課
		PTA や NPO 法人など地域団体との共催講座の実施を進めます。				子ども家庭支援課 市民活動推進課 社会教育課



### 第3節 地域の子育ての場とネットワークづくり

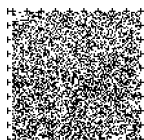
#### 1 現状と課題

地域の人材や既存施設などの多様な資源を生かしながら、地域の子育て・子育てを支援するボランティアを育成することが大切です。子どもの遊びやスポーツ、イベント、体験活動、地域での見守り、子育てグループ活動の支援、世代間交流など、多様な支援体制づくりが課題です。また、子育てサークル等のネットワークは、子育ての相談や助け合いにとって重要であり、子どもたちが多くの大人たちの中で育つことは、自立に向けて良い経験になります。

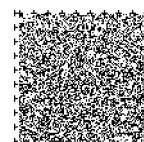
#### 2 施策の展開

##### (1) 地域の子育ての場とネットワークづくりの促進

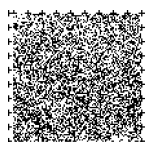
NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	地域活動の活性化と地域、学校、行政が協働した取組の推進	自治会、子供会などの地域活動を支援するとともに、地域での活動の情報収集とその発信に努めます。				子ども家庭支援課 市民活動推進課
		地域、学校、行政が一体となったイベントなどの取組を進めます。				子ども家庭支援課 市民活動推進課 指導室
		子育てサポーター講習、地域ボランティア講習などを実施し、市民ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア市民活動センターなどと連携した活用を進めます。				子ども家庭支援課 市民活動推進課



NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	地域住民の主体的活動の支援	地域での子育て支援活動の促進に向けて、市民センター、自治会館、商店街の空き店舗、高齢者福祉施設などを活用し、乳幼児から高齢者まで気軽に交流できるサロン(広場)の設置など地域支援を進めます。				商工観光課 子ども家庭支援課 高齢介護課 市民活動推進課
		「子育てネット」などを活用し、子育てサークル等のネットワークの育成を図ります。				子ども家庭支援課
	青少年リーダーの育成	小学生から高校生までの異年齢集団による様々な体験活動を通じ子供会・地域活動における青少年リーダーの育成を図ります。				社会教育課
	地域のボランティアの育成	各施設を中心に、地域教育を協働できる体制づくりを検討します。				社会教育課 市民活動推進課
		社会福祉協議会( )等と連携し、地域のボランティアの育成に努めます。				社会教育課 市民活動推進課



NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	子育てボランティアの育成	子育て支援センター、永山ふれあいセンターなどの親子ふれあい事業や NPO 法人の活動支援などを通じて、市民相互の子育て支援グループの育成を図ります。				子ども家庭支援課 市民活動推進課
	子育てグループづくり	各施設において、親子の遊びや交流、学習などの機会を通して、親同士のコミュニケーションを図り、子育てグループの育成を図ります。				子ども家庭支援課 市民活動推進課
		母親学級等の事業を通して、育児グループづくりを支援します。				健康課
	次世代育成支援地域行動計画推進庁内組織と関連団体との連携	次世代行動計画を推進するため、庁内推進組織として「次世代育成支援地域行動計画検討委員会」を設置します。 子育てを支援する NPO、企業などの情報を収集し子育てを支援する団体相互の連携のための情報提供に努めます。				子ども家庭支援課



### 第3章

## すべての子育て家庭を支援する地域づくり

### 第1節 子育て相談・情報提供体制の充実

#### 1 現状と課題

子ども家庭支援センターを始め、保育所、幼稚園、健康センター、保健所、学校などにおいて、身近で気軽に相談できる子育て相談の場の充実が望まれています。

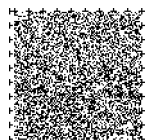
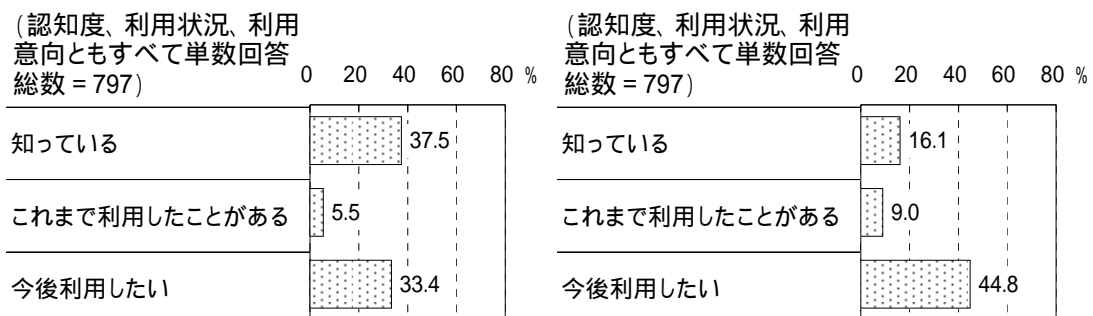
本計画策定に当たって実施したニーズ調査において、子ども家庭支援センターの相談について、認知度や利用状況、今後の利用意向を尋ねたところ、認知度が4割近く、利用意向のある人が3割を超えているのに対して、利用経験のある人は1割に満たないという結果となっています。また、情報提供について、自治体が発行している子育て支援情報誌の認知度や利用状況、今後の利用意向を尋ねたところ、認知度が1割半ば程度の結果となっています。

今後は情報提供の一層の充実とともに、総合的な相談窓口と地域ごとに窓口を設置するなどの相談体制の整備が必要になります。

インターネットや電話を利用した情報提供・相談の充実や、「待つ」相談体制だけではなく、孤立している親たちを支援する「地域に出向く」相談体制についても検討が必要です。

[左図: 子ども家庭支援センターの相談の認知度、利用状況、利用意向(就学前児童)、

右図: 自治体が発行している子育て支援情報誌の認知度、利用状況、利用意向(就学前児童)]



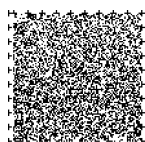
## 2 施策の展開

### (1) 子ども家庭支援センター事業の充実

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	子ども家庭支援センター事業の充実	子ども家庭支援センター事業については、組織の強化を含めて拡充し、総合相談、情報提供、親子の交流・グループづくり、ショートステイ、ファミリー・サポート・センター事業などを進めます。				子ども家庭支援課

### (2) 子育て相談の充実

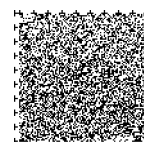
NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	子育てひろば事業の実施	保育所 11 か所(平成 21 年度)で、子育て支援事業の紹介、相談事業、啓発事業などを行う子育てひろば事業を実施するとともに、実施箇所を増やします。				子ども家庭支援課
	保育所相談体制の充実	地域ごとの相談体制の確立を目指し、相談体制の周知、職員の適正な配置と職員研修の充実による認識の向上に努め、内容の充実を図ります。				子ども家庭支援課 子育て推進課
	相談サービスネットワークの整備	子ども家庭支援センターを拠点とし、子育て支援センター、永山ふれあいセンター、子育てひろばなどのネットワークを通じて子育て相談体制の充実を図ります				子ども家庭支援課



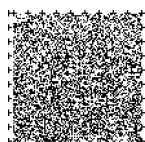
NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	指導・相談体制の充実	育児不安への対応などを中心に、個別相談の実施を充実します。				子ども家庭支援課 健康課
		いじめや不登校の相談など教育相談の充実を図ります。				指導室

### (3) 子育て・教育情報提供の充実

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	子育て教室の開催(母親学級、離乳食・幼児食教室)	妊娠・出産・育児について学ぶ講座の充実を図ります。むし歯予防・離乳食等についての講座等を開催します。				健康課
	子育て支援講座の充実	ノーボディズパーフェクト講座など子育てを支援する講座の充実に努めます。				子ども家庭支援課 社会教育課
	親子サロン・赤ちゃんサロンの開設	子どもを遊ばせながら、親同士の交流や子育ての相談を実施します。				子ども家庭支援課
	情報提供の充実	ライフサイクルに応じた記載など、さらに充実した「子育て支援ガイド」を作成するとともに、利用者からの情報も取り入れた、子育て支援ホームページである「子育てネット」事業の拡充を行います。				子ども家庭支援課



NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	子育てひろば事業などの活用	子育て支援センター、永山ふれあいセンターや保育所の子育てひろばなどで子育てに関する情報発信を行うとともに、子育て支援講座など様々な催しを開催します。				子ども家庭支援課
		絵本の読み聞かせなどを通じ、絵本と出会う機会づくりと親子の交流を進めます。				子ども家庭支援課 中央図書館管理課
	こんにちは赤ちゃん事業の充実	民生・児童委員の協力により、乳幼児家庭への全戸訪問を行い、子育て支援情報の提供を行うとともに、子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域につなげる第一歩としていきます。				子ども家庭支援課 健康課



## 第2節 子育て支援サービスの充実

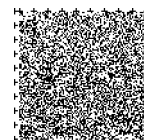
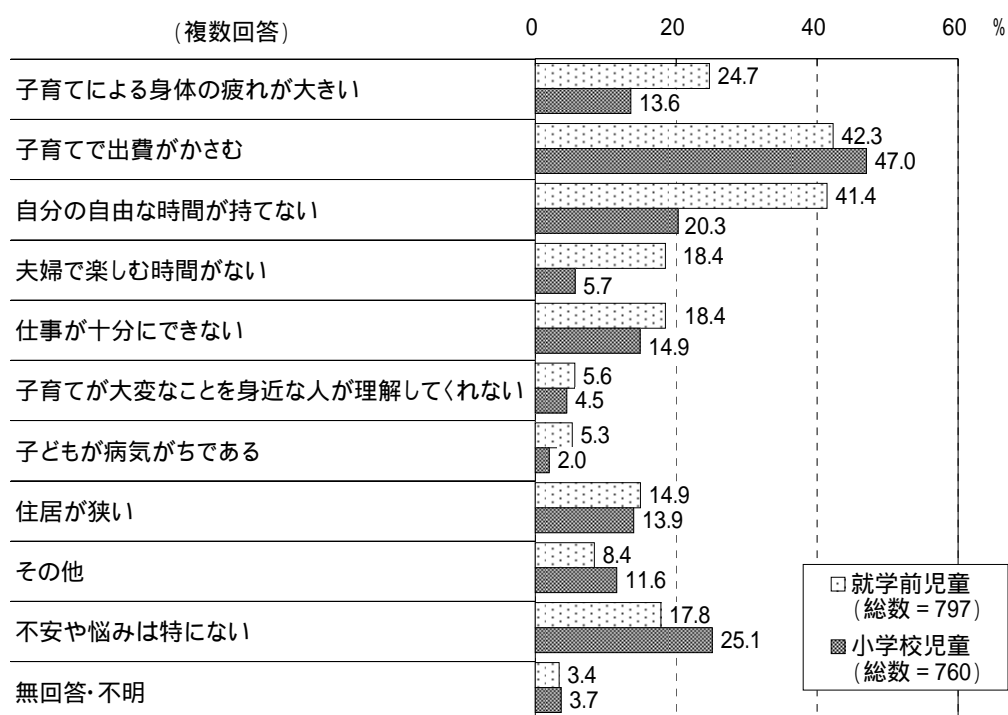
### 1 現状と課題

育児不安や子どもへの虐待を心配している母親は、家庭で孤立している専業主婦の方が高い傾向が見られます。また、若い人の就業の不安定化が進む一方で、専業主婦家庭の方が経済的に厳しい例も多いと思われます。

共働き家庭など、仕事を持っている女性だけでなく、困難を抱えている在宅子育て家庭への支援の充実が求められます。

また、少子化の要因として多くの方が親の経済的負担を挙げます。本計画策定に当たって実施したニーズ調査においても、子育てをする上での不安や悩みについて尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者とも「子育てで出費がかさむ」と回答した人が最も多くなっています。このような経済的な負担を軽減するため、各種の支援策が求められます。

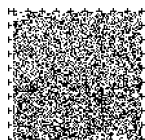
【子育てをする上での不安や悩み（就学前児童、小学校児童）】



## 2 施策の展開

### (1) 子育て家庭への各種支援の充実

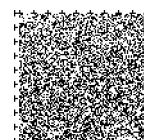
NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施	核家族化の進行により、保護者が疾病、冠婚葬祭、育児、看護疲れ等により、休日・夜間等緊急に保育を必要とする場合、保護者に代わり7日間を限度に児童を養育します。 また、小学校低学年児童への拡大を検討します。				子ども家庭支援課
	一時預かり事業の充実	保育所に入所していない児童を対象に、保護者の就労、疾病、災害等によって保育を必要とする児童を一時的に保育することにより家庭で保育している保護者の子育て支援を行います。				子育て推進課
	ファミリー・サポート・センター事業の充実	保育ニーズに対応した相互支援体制づくりとして、ファミリー・サポート・センター事業を継続し、内容の拡充を図ります。				子ども家庭支援課
	育児支援ヘルパー事業の実施	支援が必要とされる妊産婦に対し、ヘルパーの派遣を実施します。				子ども家庭支援課
	子育てリフレッシュ体制の推進	仕事・家庭・育児の両立が図られるよう、啓発活動を促進します。				子ども家庭支援課
	幼稚園、小学校の連携の推進	幼稚園と小学校との連携に向けて、各幼稚園への情報提供を行います。				子育て推進課



(2) 子育て家庭の経済的負担の軽減

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	乳幼児医療費助成の実施	義務教育就学前の乳幼児の医療費の自己負担の一部を助成します。				子育て推進課
	義務教育就学児医療費助成の実施	義務教育就学児の医療費の自己負担の一部を助成します。				子育て推進課
	児童手当（平成 21 年度）の支給（注）	子ども手当（国制度）への移行に伴い、適正・迅速な支給を実施します。				子育て推進課
	ひとり親家庭等への医療費助成の実施	ひとり親家庭等に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。				子育て推進課
	幼稚園等保護者への支援	幼稚園等に在園する子を持つ保護者の負担軽減のため補助を行い支援します。				子育て推進課
	子育て世帯への支援	おむつごみの無料化など子育て世帯を支援します。				ごみ対策課

（注）平成 22 年 4 月から子ども手当制度が始まります。



## 第4章

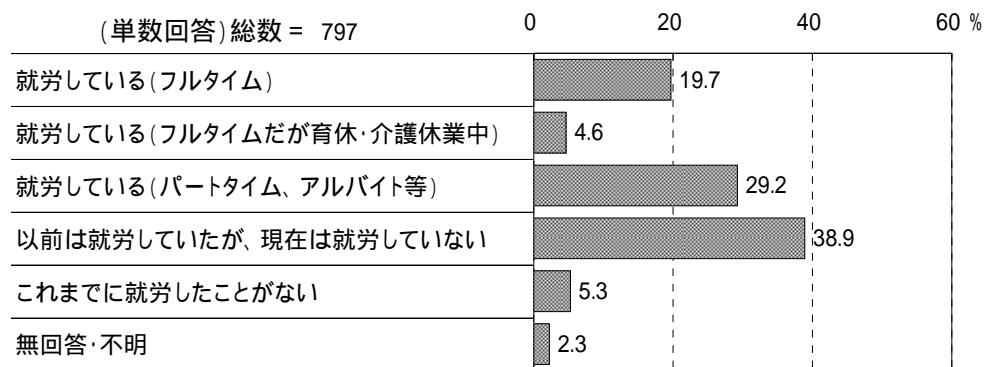
# 働きながら子どもを育てる家庭への支援の充実

## 第1節 保育サービスの充実

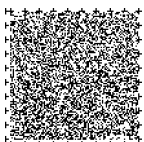
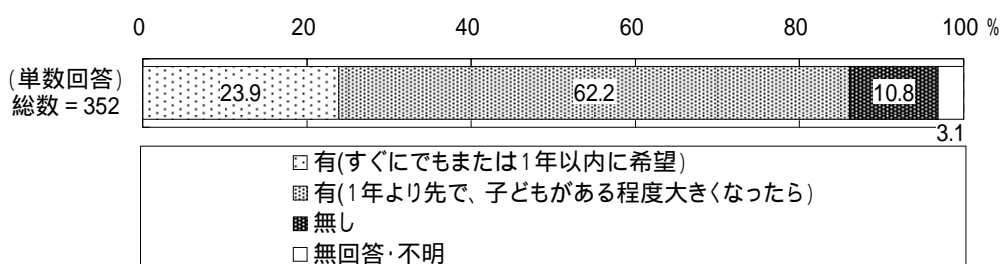
### 1 現状と課題

共働き家庭やひとり親家庭が増えるとともに、休日や深夜まで仕事しなければならないサービス業に従事する人や長時間労働に従事する人が増えています。このような時代に対応し、休日保育や一時預かり、短期入所（ショートステイ）、病後児保育、学童保育などの多様なサービスが必要になっています。このような中、本計画策定に当たって実施した就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査において、母親の就労状況について尋ねたところ、半数を超える人が現在就労しており、また、現在就労していない母親についても、2割を超える人が1年以内の就労を希望しています。保育所において多様なサービスを提供できる体制を整えるとともに、認証保育所、家庭福祉員、子ども家庭支援センターなどとの連携体制を明確にし、全体として保育ニーズに対応していくことが必要です。また、保育の質の向上を目指し、第三者によるサービス評価の充実や事業所内保育士との連携も課題です。

#### 【母親の就労状況（未就学児童）】



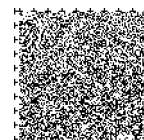
#### 【就労していない母親の就労希望（未就学児童）】



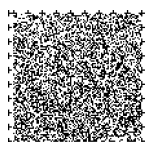
## 2 施策の展開

### (1) 保育サービスの充実

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	保育所の整備・充実の支援	施設整備計画にもとづき、私立保育所等の整備、充実を支援していきます。				子育て推進課
	保育所の情報提供	保護者に対し、保育所の情報提供を充実、強化します。				子育て推進課
	延長保育事業の充実	2時間延長保育等の内容の充実を図ります。				子育て推進課
	夜間保育事業の促進	関係保育所と実施について検討します。				子育て推進課
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)の検討	関係保育所と実施について検討します。				子育て推進課 子ども家庭支援課
	休日保育事業の実施	1保育所(上長淵保育園)で実施している休日保育の拡充を図ります。				子育て推進課
	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育:施設型)の実施	保護者が、勤務の都合上やむを得ない事情により、病気の回復期にある児童を保育所等に預けなければならない場合、保育所等での集団保育が困難な期間、一時的に児童を受け入れて保育します。				子育て推進課



NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	統合保育の充実	障害のある乳幼児と一緒に保育する統合保育を市内 29 保育所で実施します。				子育て推進課
	家庭福祉員制度の拡充	保護者が就労のために子どもを保育できないとき、保護者に代わって家庭福祉員の自宅で保育を行う制度を継続するとともに、今後の待機児の状況により家庭福祉員制度内容の見直しを検討します。				子育て推進課
	私立幼稚園の預かり保育の実施	現在市内 6 園すべてで実施しており、各幼稚園へ情報提供を行います。				子育て推進課
	幼保一元化（ ）の推進	幼保一元化の動向を見きわめながら、就学前の教育と保育について、一体としてとらえた「認定こども園」の設置について支援します。				子育て推進課
	事業所内保育士との連携	事業所内保育士との交流・研修を実施し、保育技術の向上を図るとともに、事業所内保育施設との連携を図ります。				子育て推進課
	第三者サービス評価（ ）の実施	利用者のサービス選択のための情報提供と保育サービスの質を確保するため、市内 32 の全保育所で第三者サービス評価を実施します。				子育て推進課



## 第 2 節 学童保育の充実

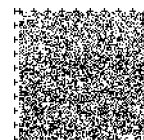
### 1 現状と課題

小学校の低学年に在籍する児童で、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に授業の終了後に遊び、生活の場を提供し健全な育成を図ります。希望者も年々増加し、定員の拡充、内容の充実が求められています。

### 2 施策の展開

#### (1) 学童保育の充実

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	学童保育の充実	市内 28 か所のこどもクラブで、学童保育事業を実施するとともに、時間延長の実施など更に事業を充実します。				子育て推進課
	学童保育施設の整備・充実	学童保育所の受入れ人数の拡大に向けて、施設の整備を進めます。				子育て推進課



## 第5章

## 母と子の健康づくり

### 第1節 保健・医療体制の充実

#### 1 現状と課題

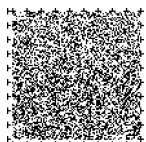
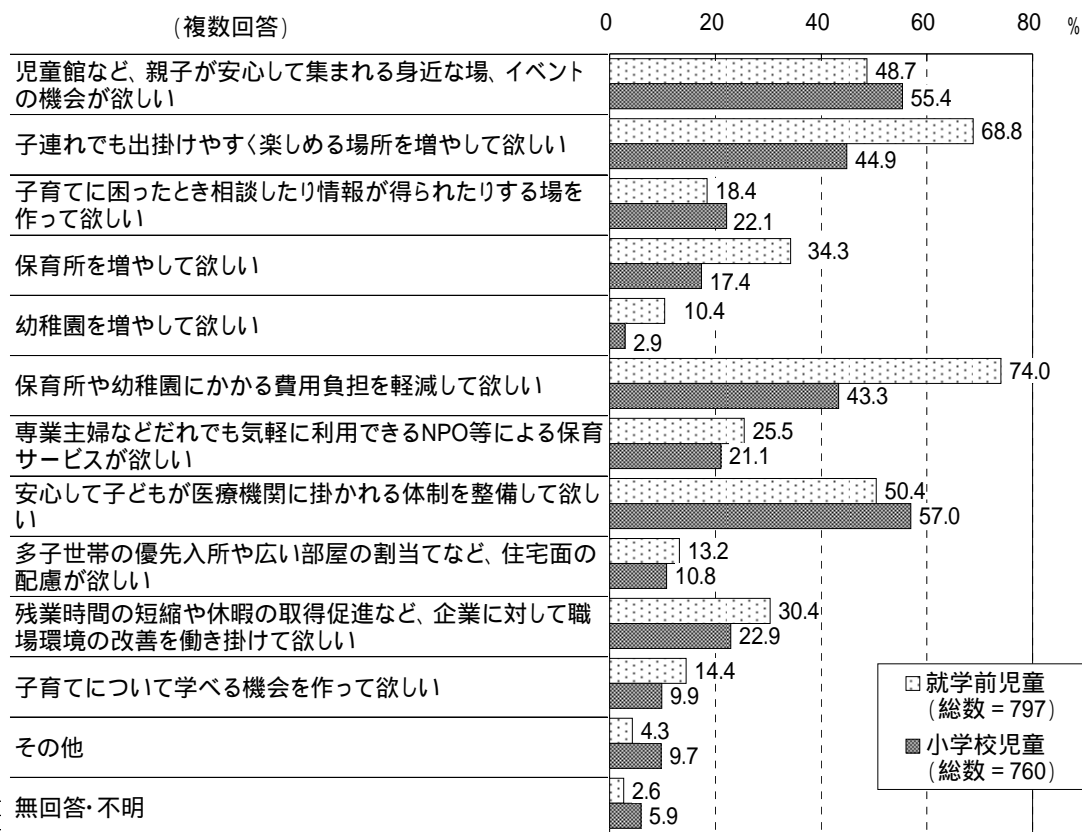
若い核家族が増えるとともに、悩みや不安を持つ親が増えており、母子保健、小児医療などの適切な対応が求められています。

本市では、青梅市健康センターを拠点にして各種保健事業を行うとともに、市内に小児科を標ぼうする22の医療機関があります。また、日曜日、祝日等の救急患者のために東青梅休日診療所・東青梅休日歯科診療所を設置しており、さらに青梅市立総合病院等で救急医療体制をとっています。

このような中、本計画策定に当たって実施したニーズ調査において、充実してほしい子育て支援について尋ねたところ、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」との回答が、就学前児童の保護者では3位、小学校児童の保護者では1位と多くなっていました。

今後子どもの健康の維持を図るとともに、安心して子育てができるよう小児の保健・医療体制の充実が必要です。

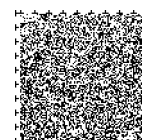
#### 【充実してほしい子育て支援（就学前児童、小学校児童）】



## 2 施策の展開

### (1) 保健・医療体制の充実

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	休日診療の実施	日曜日、祝日、年末年始に急病患者に対し、健康センター内東青梅休日診療所・休日歯科診療所において内科・小児科、歯科の診療を実施します。				健康課
	平日準夜診療の実施	平日の夜間に急病患者に対し、健康センター内東青梅休日診療所において内科、小児科の診療を実施します。				健康課
	市内医療機関の診療の実施	小児科を標ぼうしている市内の22の医療機関において診察します。 青梅市立総合病院等において第二次救急医療体制および第三次救急医療体制をとっています。				健康課



## 第2節 母と子の健康づくり支援の充実

### 1 現状と課題

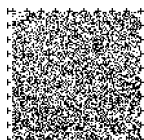
初めての出産は不安であり、乳幼児期は疾病にかかりやすく親は不安にかられることがしばしばです。また、子どもの生活習慣病予備軍が増えているといわれ、精神的な問題を抱える子どももいます。

母と子の健康づくりを推進するため、母子保健事業については、青梅市健康センター、子ども家庭支援センターおよび各医療機関で連携し、安心して妊娠・出産を迎え、生涯を通じた健康づくり、疾病予防を行い、総合的な健康づくりを目指す視点から、多様な支援を実施することが必要です。

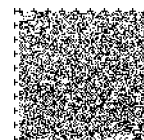
### 2 施策の展開

#### (1) 母と子の健康づくり支援の充実

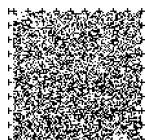
NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	子どもや母親、妊婦の健康の確保	母親学級（母性科・育児科）・両親学級の開催、電話相談等により育児に対する不安の解消を図り、良いお産の促進を図ります。				健康課
		母子手帳、啓発紙・冊子の発行・配布により、子どもの事故の防止を図ります。				健康課
		相談事業やグループワークにより、母親のストレス防止や児童虐待の発生を予防します。				健康課
		10代の親に対する育児支援を図ります。				健康課
		各種の検診、新生児訪問事業やこんにちは赤ちゃん事業などにより、妊産婦および乳幼児の健康状況を的確に把握し、支援が必要な家庭に対しては、関係機関が連携して支援を行います。				子ども家庭支援課 健康課



NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	妊産婦健康診査の実施と産婦対策の推進	妊産婦を対象に、健康診査を実施します。				健康課
		虐待防止に向けて、産婦への健康指導や訪問指導を充実します。				子ども家庭支援課 健康課
	妊婦歯科健康診査の実施	妊婦を対象に、歯科健康診査を実施します。				健康課
	乳幼児健康相談の実施、母と子の保健指導(健康指導)の実施	乳幼児の発育・離乳食・むし歯予防などについて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、心理相談員による健康相談を実施します。				健康課
	妊婦食教室・離乳食教室・幼児食教室の実施	妊婦食・離乳食・幼児食の実習と試食および栄養についての講義を実施します。				健康課
	新生児等に対する訪問指導の実施	新生児を対象に、発育・栄養・生活環境・疾病予防などの指導、相談を実施します。				健康課
		低体重出生児など、ハイリスク児への指導、相談を充実します。				健康課
	幼児体操教室の開催	5・6歳児を対象に、ボールやフープなどの手具を使った運動やゲームを行います。				体育課
	幼児歯科相談の実施	2歳児と2歳6か月児を対象に、歯科健康教育・歯科健康診査・予防処置を実施します。				健康課



NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	乳幼児健康診 査の実施	3 か月児、6 か月児、9 か月児、1 歳 6 か月児、 3 歳児を対象に、健康診 査を実施します。				健康課
		未受診児に対し、フォロ ーを行います。				健康課
	乳幼児経過観 察・発達健康 診査の実施	乳幼児を対象に、医師に よる経過観察・発達健康 診査を実施します。				健康課
	幼児歯科健康 診査の実施	1 歳 6 か月児、3 歳児を 対象に、歯科健康診査を 実施します。				健康課
	むし歯予防教 室の開催	8～12 か月の子どもと 親を対象に、むし歯予防 教室を実施します。 また、永久歯のほう出開 始時期である 5 歳児に 対し、むし歯予防教室 (ビバークラス)を实 施します。				健康課
	「食育」の推 進	望ましい食習慣の定着 のための学習機会や情 報の提供(乳幼児～思春 期、妊娠期)を充実しま す。				健康課



### 第3節 思春期保健対策の推進

#### 1 現状と課題

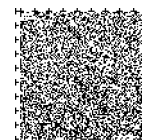
子どもたちへの虐待や様々な事件の報道などから「子どもや子育ては大変だ」という否定的な印象を抱かないよう、子どもの素晴らしさや子育ての楽しさといったプラスの面を知ることができるよう、乳幼児とともに過ごす機会を増やすことが必要です。

また、思春期は来るべき青年期に向けて自立の準備を行う転換期であり、睡眠不足や食生活の乱れ、喫煙や飲酒、薬物乱用など体や心の健康の問題を抱えやすい時期でもあり、子どもたちが正しい知識や生活習慣を身に付け、自らの健康づくりができるよう支援していくことが重要です。さらに、10代の親などで、精神的に未熟であったり、経済的に自立できないケースに対する育児支援も課題です。

#### 2 施策の展開

##### (1) 思春期保健対策の推進

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	思春期保健対策の推進	発達段階に応じた適正な性教育を行います。				健康課 指導室
		喫煙・薬物乱用防止等の教育を充実します。				健康課 指導室
		心の問題について相談体制の整備を図り、教育相談活動の充実に努めます。				指導室
		市内の中学生を対象とした、薬物乱用防止のポスター・標語の募集を実施します。				健康課
		市民を対象とした薬物乱用防止の啓発活動を実施します。				健康課
	次代の親の育成	市内の中学・高校等と連携し乳幼児とのふれあい機会づくりを充実させます。				子ども家庭 支援課



## 第6章

# 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実

## 第1節 子どもの虐待防止の取組の充実

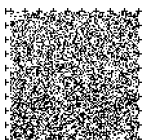
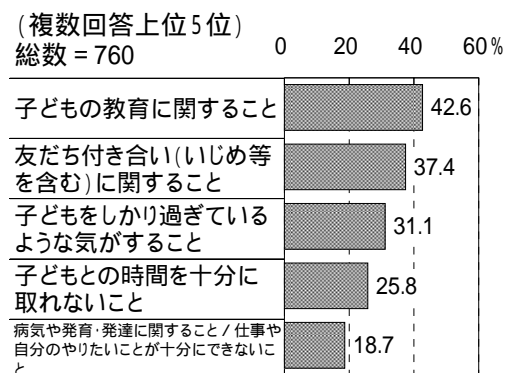
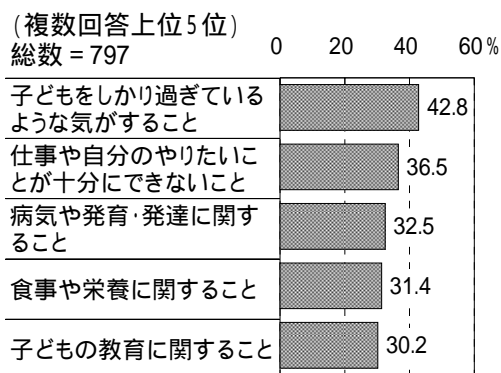
### 1 現状と課題

職場でのストレスと収入の低下、母親への子育ての負担の集中、離婚・再婚の増加などに伴う核家族化の中で親のストレスの増大、社会的な孤立などにより、児童虐待が増加しています。

本計画策定に当たって実施したニーズ調査において、子育てに関して悩んでいることを尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに「子どもをしかり過ぎているような気がする」と回答した人が上位に入っていました。また、この設問において、「子育てのストレスがたまって、子どもに手を挙げたり、世話をしなかつたりしてしまうこと」と回答した人が、就学前児童の保護者で10%、小学校児童の保護者で4%いました。

「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与える」(児童虐待の防止等に関する法律)ことから、様々な問題を抱える家族や子どもへの虐待ケースなど、総合的な相談ができる窓口体制の充実を図るとともに、保護者の育児不安やストレスの解消、虐待の早期発見と児童の保護、子どもが暴力から自分を守るための知識や技能の習得などが求められています。

【子育てに関して悩んでいること(右図：就学前児童、左図：小学校児童)】



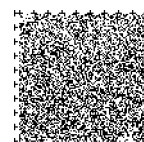
## 2 施策の展開

### (1) 子ども家庭支援センター事業の充実

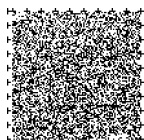
NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	子ども家庭支援センター事業の充実	子ども家庭支援センター事業を拡充し、子育て家庭の総合相談を実施するとともにセンターを調整機関とした「要保護児童対策地域協議会」などを通じて、関係機関が連携した支援体制をさらに強化します。				子ども家庭支援課

### (2) 子どもの虐待防止の取組

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	児童虐待防止対策の充実	児童虐待の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進を図るとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。				子ども家庭支援課 健康課 指導室
		子どもが暴力から自分を守るための知識や技能の習得を支援します。				子ども家庭支援課
	児童虐待防止ネットワークの構築	児童虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を充実し関係機関で連携した支援を実施します。				子ども家庭支援課 健康課
		児童虐待の防止対応マニュアル・パンフレット等の作成を行います。				子ども家庭支援課



NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	被害に遭った子どもの支援	児童虐待などの被害に遭った子どもに対し、カウンセリング、保護者への助言など、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と連携した支援を行います。				子ども家庭支援課 健康課 指導室
	養育家庭制度の普及	児童虐待や養育困難など何らかの事情により家庭で生活できない児童のための社会的養護施策として東京都の養育家庭制度の普及を図ります。				子ども家庭支援課



## 第2節 ひとり親家庭等の自立支援

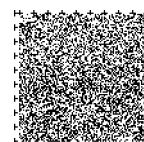
### 1 現状と課題

平成17年のひとり親世帯の割合は8.4%で、昭和60年の5.4%から上昇傾向にあります。ひとり親家庭や養育者家庭の家事や子育ての援助が必要な家庭に対し支援するとともに、自立へ向けた安定的な就業支援や経済的な支援などが求められます。特に、父子世帯については、子どもの世話など子育て支援が求められます。

### 2 施策の展開

#### (1) ひとり親家庭等の自立支援

NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の自立のためハローワークと連携した、自立支援プログラム事業を継続実施するとともに、高等技能の取得や教育訓練実施に対する支援を行います。				子ども家庭支援課 子育て推進課
	母子自立支援員相談	子ども家庭支援センターの相談とは別にひとり親家庭における相談業務の充実を図ります。				子ども家庭支援課
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	義務教育終了前の児童のいるひとり親家庭を対象に、ホームヘルプサービスを実施します。				子育て推進課



### 第3節 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

#### 1 現状と課題

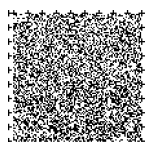
LD（学習障害）（ ）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）（ ）、高機能自閉症（ ）等を含め、障害や発達に遅れのある子どもの保護者の中には、介護や療育（ ）障害のない子どもとの交流などにおいて、様々な問題に直面しており、重い負担を背負っている人も少なくありません。このため、障害福祉サービス等によって子どもの生活支援が十分に行われることはもとより、各種相談体制の充実を図るなど障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、障害のある子どもの社会的自立に対する支援を充実させることが必要となります。また、障害のある子どもが入所・入学した場合に対応できる保育士・教師の確保や、特別支援教育の展開に向けて保護者に対する理解と啓発を図ることも重要です。

学校、家庭、地域および、関係機関等との連携のもと、障害や発達に遅れのある子どもに対して、誕生から社会的自立に至るまでの一貫した支援を行っていくことが求められます。

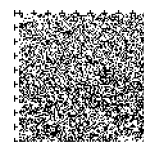
#### 2 施策の展開

##### (1) 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

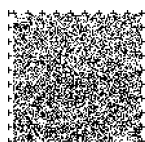
NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	支援を必要とする子どもと家庭の早期発見・早期支援	各種の検診、新生児訪問事業やこんにちは赤ちゃん事業など様々な機会を通じて、支援を必要とする子どもと家庭の早期発見、早期支援に努めます。				健康課 子ども家庭支援課 指導室



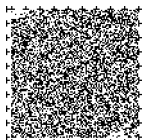
NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	障害児施策の充実	保健・医療・福祉・教育等が連携し、障害児の健全発達支援と生活支援を図るとともに、学習障害等への教育的支援を行います。 また、特別支援教育への就学奨励を図るため、保護者の経済的支援を図ります。				障がい者福祉課 健康課 総務課 指導室
	特別支援教育の推進	障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすため、学校・家庭・地域および関係機関との密接な連携のもとに、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージ（ ）を見通し、施設の整備を含めた特別支援教育の展開を目指します。				指導室 施設課
		リーフレットによる理解・啓発と保護者、市民向けの研修会の充実を図ります。				指導室
	心身障害者(児)緊急一時保護事業の実施	障害者(児)を在宅で介護している保護者が、疾病などの理由により介護することが困難になった場合に、福祉員を派遣し、一時的な保護を行います。				障がい者福祉課



NO	事業名	事業内容	継続	拡充	新規	主な担当課
	心身障害者(児)居宅介護事業の実施	障害者自立支援法の施行に伴い、障害程度区分にもとづき、法に定める居宅介護サービスのうち必要な支援を実施します。				障がい者福祉課
	保育所・幼稚園等への巡回相談員等派遣事業の充実	市内全保育所および、幼稚園等に、臨床心理士等の派遣による巡回相談を実施し、支援が必要な子どもと家庭の早期発見とその対応の充実を図ります。				子育て推進課 指導室
	私立幼稚園への支援	心身障害児教育事業費補助を行い支援します。				子育て推進課
	就学前の心身障害児の通所による訓練の実施(しろまえ児童学園)	就学前の心身に障害のある児童に対し、通園により保育、生活指導、運動機能訓練を実施します。				障がい者福祉課
	地域活動支援センターの充実	地域で生活をしている障害者(児)およびその家族や、高次脳機能障害( )等の新たな障害に対して、相談支援体制を整備し、必要な支援を行います。				障がい者福祉課



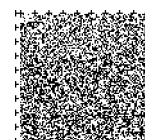
# 資料





計画策定までの経緯

年	月	市民・関係団体	青梅市次世代育成支援地域協議会	青梅市次世代育成支援地域行動計画検討委員会	青梅市次世代育成支援地域行動計画策定委員会
平成21年	2月 ～ 3月	ニーズ調査 (就学前児童～ 小学校児童)			
	4月				
	5月				
	6月			平成20年度行動計画実施状況 各課報告、検証	
	7月				
	8月				
	9月				
	10月		ニーズ調査報告、前期計画実施状況報告、後期計画策定スケジュール	行動計画実施状況検証 後期行動計画協議	
	11月	アイデア調査 小4～中3 (2,193件)	後期計画構成案協議	各課調整	各課調整
12月				行動計画実施状況検討	
平成22年	1月		アイデア調査報告、後期計画素案協議		行動計画施策・事業検証
	2月		後期計画素案協議	行動計画施策・事業検証 後期計画素案協議	
	3月	パブリックコメント	パブリックコメント報告、後期計画案について	最終調整	最終調整



## 青梅市次世代育成支援地域協議会設置要綱

平成18年9月1日  
実施

### 1 設置

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定にもとづき、青梅市における次世代育成支援対策の推進に関し必要な事項について検討を行うため、青梅市次世代育成支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青梅市次世代育成支援地域行動計画（以下「行動計画」という。）の円滑な実施に関すること。
- (2) 行動計画の策定に関すること。
- (3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

### 3 組織

協議会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

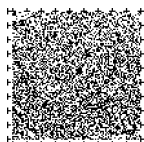
- (1) 学識経験者 1人
- (2) 一般事業主 1人
- (3) 保健・医療関係者の代表 2人以内
- (4) 教育関係者の代表 2人以内
- (5) 保育園園長会の代表 1人
- (6) 民生・児童委員の代表 1人
- (7) 社会福祉協議会の代表 1人
- (8) 子育て支援グループの代表 1人
- (9) 公募による市民 2人以内

### 4 委員長および副委員長

- (1) 協議会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 5 会議

協議会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長になる。



## 6 意見の聴取等

協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

## 7 報告

委員長は、必要に応じて市長に協議会の検討経過および検討結果を報告する。

## 8 任期

委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

## 9 庶務

協議会の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

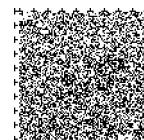
## 10 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 11 実施期日等

(1) この要綱は、平成18年9月1日から実施する。

(2) 第8項の規定にかかわらず、平成18年度に委嘱された委員の任期は平成20年3月31日までとする。

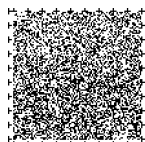


青梅市次世代育成支援地域協議会委員名簿

(敬称略)

区 分	職 名	氏 名
学識経験者	杏林大学保健学部准教授	熊井 利廣
一般事業主	青梅商工会議所 機械電子部会部会長	小峰 博昭
保健・医療関係者の代表	青梅市医師会代表	百瀬 真一郎
保健・医療関係者の代表	東京都西多摩保健所 副参事(地域保健推進担当)	小林 啓子
教育関係者の代表	青梅市小学校長会代表 第六小学校長	佐藤 有功
教育関係者の代表	青梅私立幼稚園協会会長	塩野 治
保育園園長会の代表	青梅市保育園連合会会長	鶴岡 協子
民生・児童委員の代表	青梅市民生児童委員 合同協議会主任児童部会長	木村 淳子
社会福祉協議会の代表	青梅市社会福祉協議会長	吉川 博千
子育て支援グループの代表	特定非営利活動法人 青梅こども未来代表理事	高野 悠子
公募による市民の代表		藤野 佳子
公募による市民の代表		増田 太一

委員長 副委員長



## 青梅市次世代育成支援地域行動計画検討委員会設置要綱

平成20年9月1日

実施

### 1 設置

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定にもとづく、青梅市次世代育成支援地域行動計画(以下「行動計画」という。)の検討および行動計画の実施状況の検証のため、青梅市次世代育成支援地域行動計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### 2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の検討に関すること。
- (2) 行動計画の目標数値等の設定に関すること。
- (3) 行動計画の実施状況の検証に関すること。
- (4) その他委員会の設置目的を達成するのに必要な事項に関すること。

### 3 組織

- (1) 委員会は、委員12人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 健康福祉部長

イ 副委員長 子育て支援課長

ウ 委員 企画調整課長、市民活動推進課長、市民生活課長、商工観光課長、福祉総務課長、障害者福祉課長、健康課長、公園緑地課長、指導室長および社会教育課長

- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として会議に出席させることができる。

### 4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 5 会議

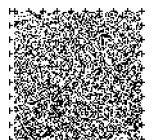
委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

### 6 部会

- (1) 行動計画の検討事項についての調査および研究ならびに行動計画の実施状況の検証を行うため、委員会に部会を置く。

- (2) 部会は、次の14人以内をもって組織する。

ア 部会長 子育て支援課長



イ 副部長 部長が指名する職員

ウ 部会員 委員会の各委員が推薦する職員

(3) 前号の規定にかかわらず、部長は、必要があると認めるときは部会員以外の者を臨時部会員として部会に出席させ、意見を求めることができる。

(4) 部会の会議は、部長が招集する。

#### 7 報告

委員長は、青梅市長に対し、行動計画の実施状況の検証結果を報告するとともに、後期行動計画の検討経過および、後期行動計画（案）を報告する。

#### 8 庶務

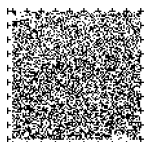
委員会および部会の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

#### 9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 10 実施期日

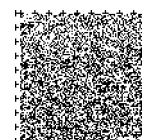
この要綱は、平成20年9月1日から実施する。



青梅市次世代育成支援地域行動計画検討委員会委員名簿

役 職 名	氏 名
健康福祉部長	関塚 泰久
子育て支援課長	清水 宏
企画調整課長	水村 和朗
市民活動推進課長	池田 英喜
市民生活課長	市川 真佐美
商工観光課長	星野 由援
福祉総務課長	横手 良夫
障害者福祉課長	星野 和弘
健康課長	池田 央
公園緑地課長	木村 文彦
指導室長	宇田 剛
社会教育課長	藤野 唯基

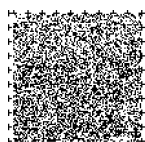
委員長 副委員長



青梅市次世代育成支援地域行動計画策定委員会部会員名簿

役 職 名	氏 名
子育て支援課長	清水 宏
子育て支援課子育て支援係長	平野 雅則
企画調整課企画調整担当主査	松永 和浩
市民活動推進課市民活動推進係長	吉野 雅幸
市民生活課男女平等参画担当主査	武藤 裕代
商工観光課商工係長	藤井 卓
福祉総務課庶務係長	木下 裕雄
障害者福祉課庶務係長	北村 和寛
健康課母子保健係長	森谷 忠介
公園緑地課管理係長	島田 章
指導室指導係長	山中 威
社会教育課生涯学習推進係長	塚本 智信

部会長



## 用語説明

### A ~ Z

#### A D H D (注意欠陥 / 多動性障害)

知能に問題がないにもかかわらず、起こってしまう「適応の障害」。傾向が目立ち始めるのは、保育園や幼稚園などに入る3～4歳頃。

#### L D (Learning Disabilities)

日本では一般に学習障害と訳されている。学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

#### N P O (Non-Profit Organization)

様々な非営利活動を行う非政府、民間の組織のことで、民間非営利組織と呼ばれるもの。

### ア行

#### 育児休業制度

子どもを養育する労働者が法律にもとづいて取得できる休業のこと。

### カ行

#### 協働

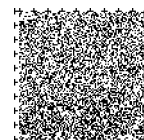
市、市民活動を行うもの、市民および事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

#### 高機能自閉症

知的障害を伴わない自閉症を高機能自閉症という。一見、普通なため、それが症状であるのに、「わがまま」とか「わざとやっている」といった誤解を生みやすく、理解されにくいところがある。

#### 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す。



## 高次脳機能障害

疾病や事故などで脳が損傷されることで生じる認知機能(高次脳機能)の障害。高次脳機能とは、知覚や記憶、学習、判断などの機能に情動を含めた精神機能の総称。注意力や集中力の低下、記憶障害、失語、感情や行動の抑制が利かなくなるといった症状を伴う。

## サ行

### 社会福祉協議会

「社会福祉法」にもとづく社会福祉法人の一つ。地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、全国、都道府県、市町村の各段階で組織されている。

### スクールカウンセラー

臨床心理に関して専門的な知識・経験を有し、いじめや不登校等の対応について、校長の指揮監督のもと、教職員や保護者への指導・助言を行う。また、児童・生徒の心の相談に当たる。

### スクールソーシャルワーカー

学校を拠点に、不登校や家庭内暴力など子どもが抱える問題に対し、主に福祉的な視点から解決を図る。学校と家庭、地域の橋渡しをし、行政や病院など外部機関同士のつなぎ役を果たすこともある。

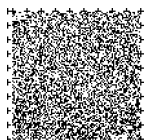
### 総合的な学習の時間

児童・生徒の「生きる力」の育成を目指し、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科の枠を超えて行う学習のこと。総合学習ともいう。

## タ行

### 待機児童数(旧基準、新基準)

旧基準は、自治体が補助金を出している保育施設(認可外施設等)に入所している場合、認可保育所に入所申請をしても待機児童数としてはカウントしない方法。新基準は、旧基準の待機児童数から、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず親の私的な理由により待機している児童の数を除いたもの。



### 第三者サービス評価

サービス利用者でも事業者でもない第三者的組織や人が、事業の内容や質等を客観的に評価し、公表する仕組み。利用者の選択の幅を広げるほか、事業者間の競争意識を高め、サービスの質の向上を図るねらいがある。

## ナ行

### 認定こども園

保育所、幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育、教育、地域における子育て支援の総合的な提供を行う施設で、都道府県知事が条例にもとづき認定する。親が働いている、いないにかかわらず利用できる施設。

### ノーボディズパーフェクト

「完璧な人は誰もいません。私たちにできるのは最善を尽くすことだけであり、時には助けてもらうことも必要なのです」から始まる、カナダ政府が1980年後半から全国で展開している親支援プログラム。

## ハ行

### パブリックコメント

市が計画の立案等を行おうとする際、その案を公表し、市民から意見を求め、その意見を考慮して決定する制度。

### バリアフリー

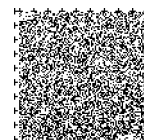
バリア（障壁）がないの意。建築設計において、高齢者や障害者、子どもなどの利用に配慮をすること。

### ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けがほしい人（依頼会員）と、子育ての手助けをしたい人（協力会員）がお互いに会員となって援助活動を行うシステム。有償だが、ボランティアで行う活動である。

### 放課後子ども教室

小学校の空き教室などを利用して、放課後や週末の子どもたちの居場所を作り、地域住民が参画して勉強やスポーツ、文化活動などを行う事業。



## ヤ行

### 幼保一元化

幼稚園・保育所が、現行の法制度の基で、職員の交流や幼児の交流、施設の相互活用等、教育的観点から幼児の教育、保育を進めていく。幼稚園と保育所を合築したり、施設の一部を共用するなどの動きが一般的。

### 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見、適切な支援が行えるよう、関係機関の円滑な連携・協力を確保することを目的に設置する協議会。改正児童福祉法第 25 条の 2 に位置付けられている。

## ラ行

### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

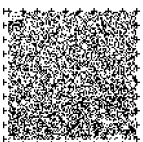
### 療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

## ワ行

### ワーク・ライフ・バランス

内閣府において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略における「働き方の見直しによる仕事と生活の調和」の実現に向けて、平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がとりまとめられた。この中で、仕事だけでなく家庭や地域生活などにおける充実があってこそ人生の生きがいを得られるとし、就労による自立可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきとされた。



**青梅市次世代育成支援地域行動計画  
(後期行動計画)**

平成 22 年 3 月 発行

編集・発行 青梅市健康福祉部子育て支援課

〒198 - 8701

東京都青梅市東青梅 1 丁目 11 番地の 1

T E L 0428 - 22 - 1111 (代表)

